

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

8. 会議の経過

令和7年3月12日（水）午前10時00分開議

○副委員長（豊島庸市君） ただいまから環境都市常任委員会を開会いたします。

初めに、山下委員長から本日の委員会を欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。

委員長に代わり議事進行を務めさせていただきます。

今日は、今定例会において付託されました議案6件について審査いたします。

これより議案について審査いたします。

議案第12号、我孫子市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○企業立地推進課長補佐（吉岡泰生君） それでは、議案第12号、我孫子市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書110ページを御覧ください。

初めに、提案理由ですが、預託金の取扱いに係る金融機関の負担を軽減するため、預託を行わない場合でも資金融資制度を活用できるようにするものです。

続いて、改正内容について御説明いたします。

111ページを御覧ください。

第12条第1項第2号に規定する創業者の定義について、産業競争力強化法の規定を引用していましたが、同法の一部が改正されたことに伴い、引用条項にずれが生じたので改正するものです。

続いて第5条になりますが、議案資料11ページを御覧ください。

まず、預託の概要になりますが、市は予算で定める額を金融機関に預託し、金融機関は市からの預託を原資として市内中小企業者に対して融資を行っています。預託の配分については、各金融機関の債務残高等に基づいて配分し、毎年度当初に預け入れ、年度末に預け入れた額の全額を払戻しいただいています。

改正に至った経緯として、内国為替制度運営費の公金への適用開始に伴い、金融機関は他行に送金する際に手数料が発生するようになりました。それに伴い、貸付金融機関のうち1行から、本市融資制度運用においてもこれを適用し、預託金を払い戻す際に手数料を徴収したい旨の申出を受けました。申出のあった金融機関では、他行宛ての送金に係る手数料のほか、預託金管理にも今コストがかかる等、負担が生じている状況にあるとの報告を受けています。

市としても、手数料徴収の申出が今後他行に波及する可能性があること、また、近年では貸付実績がゼロ件で推移している金融機関もあり、この状況が続けば、その金融機関に対しては手数料のみを支払っていくことになる可能性もあります。このような状況を踏まえ、業務の効率化を図ると

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ともに、金融機関の負担を軽減するため、預託を行わない場合でも、市の制度融資を活用できるようにするものです。

預託の要不要は金融機関の意向に沿うものとし、3の表の記載のとおり、預託を必要とする金融機関はこれまでの手続に変更はありませんが、預託を不要とする金融機関は運用に関する覚書のほかに預託の基準額を定める覚書を締結し、預託配分額がその額を超えない場合は預託しないものとする予定です。

これらの改正につきましては公布の日から施行いたします。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○副委員長（豊島庸市君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（坂巻宗男君） 説明ありがとうございました。

まず、今1行からこの手数料の徴収の話があったということなのですが、現状、この預託制度というものは何行の銀行と契約を結んで執行されているのか、お聞かせください。

○企業立地推進課長補佐（吉岡泰生君） 現状、7行の銀行さんと、こちらのほうの覚書を締結しているような状況となっております。

○委員（坂巻宗男君） そうしますと7行のうち1行が手数料というふうなお話になってきたかと思うんですが、ちなみに手数料の金額は幾らという形になっているんですか。

○企業立地推進課長補佐（吉岡泰生君） こちら手数料のほうは、今のところ1, 100円というようなところの御提示をいただいているところとなっております。

○委員（坂巻宗男君） 了解です。

現状1, 100円だとすると、それほど大きな額として支出されるわけではないんだけど、これはどうなんですか、他の6行なども今後もそういった形で手数料など追随していくような動きに、雰囲気としてなっているのか、あるいは当面はこの1行のみなのかですね。

つまりこの資料で言えば、改正前と改正後の部分で、今までは一括のやり方だったんだけど、今度は2つのやり方を銀行によって分けられる形になりますね。実際の預託をするパターンと、予算としては取っておくけど預託はせずに運用できる形を取るわけですけども、恐らく現状は1行だけだとすれば、預託しないというのは1行のみなのかなと思うんですが、今後そういったこともほかの銀行も増えていくのか、その辺も含めて手数料の動きっていうのは今どんな雰囲気だというふうにつかんでいるんでしょうか。

○企業立地推進課長補佐（吉岡泰生君） 現状は、金融機関さんのほうとも、先月も融資会議をやらせていただいたりしたんですが、今のところ1行というような形で、他の6行に関しては実質0件というようなところで、融資申込みがあるところもあるんですが、そののちについては手数

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

料は要らないというような話を伺っております。

また今後波及するかどうかに関してなんですけれども、こちらに関しては、今のところ6行のほうに関しては、市の制度融資である程度利子のところで銀行としても収益がある部分もあるので、求めないというような意向は伺っているような形になっております。

○委員（坂巻宗男君） 了解しました。

ちなみにこの1億2,500万円って、大体年度見ても、来年度なんかもこの金額なんですけど、当然これ銀行によって、7行あると説明もありましたけど、銀行などと協議をして幾ら幾らとこういうふうに決めていくと思うんですけど、均等で割っているわけではないと思うんですけど、幾らぐらいから幾らぐらいまでの融資枠になっているんですか。融資じゃないな、預託。

○企業立地推進課長補佐（吉岡泰生君） こちらに関しては、ある程度実績といったところをベースに配分の額のほうは決定をさせていただいております、一番少ないところだと、今年は協調倍率という形で、100万円預けると1,000万円までの融資枠の貸出しができるような制度で、来年はちょっと8倍という形を予定しているんですけども、そちらのところで一番今少ないところの基本額としては、200万円というような形を取らせていただきまして、一番多いところに関しては、3,350万円というようになっています。

来年度に関しては、こちらのほうの協調倍率を少しちょっと下げさせていただいて、8倍というような予定をしておりますので、最低額のところについても200倍から250倍ぐらいに上げさせていただいて、運転資金のところは2,000万円というような貸付条件がありますので、そこから辺のところには対応できるような、新規の申込みできるような形での対応はさせていただく予定になっております。

○委員（坂巻宗男君） 若干、議案とはずれるかもしれないんですけど、その協調倍率というやつですか、いわゆる100万円預託すれば、銀行としては1,000万円まで融資しますよという形だったのが、8倍に今度変わるということですよ。それによって、市内の中小企業側のほうが、借りる側のほうが何か不利益を受けてしまうとか、今までとお金の借り方が変わってしまうとか、運転資金にそれこそ困ってしまうとか、そういったことはないんですか。その辺は大丈夫ですか。

○企業立地推進課長補佐（吉岡泰生君） こちらの協調倍率が変わることによって、市内の事業者さんに何か影響があるという形ではなくて、むしろこちらの協調倍率というものが、預託の部分の一部を我孫子市が原資として預けさせていただいているものになりますので、協調倍率が下がっていくことによって、全体の利率をちょっと下げていくというような交渉ができるような形になっているので、むしろ協調倍率を下げることによって、事業者側、我々市としても利率の下がるというようなところの交渉のメリットというのがあるのかなと思っております。

○委員（坂巻宗男君） 最後にします。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

了解しました。ぜひ市内の中小企業の皆さんが、資金繰り等々で借り入れるときなどにいい制度になるように、今回は手数料の変更という形なので、直接的に中小企業のほうに影響するものではないと思うんですが、この制度をこれからも改めていい意味で改良していただきたいというふうに思います。答弁結構です。

○副委員長（豊島庸市君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（豊島庸市君） ないものと認めます。

議案第12に対する質疑を打ち切ります。

議案第13号、我孫子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○建築住宅課長補佐（三山純子君） それでは、議案第13号、我孫子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書の112ページを御覧ください。

提案理由は、建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正等を踏まえ、建築関係手数料の改定等を行うとともに、千葉県から宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく事務の一部が権限移譲されることから、新たに手数料を定めるため提案するものです。

初めに、建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律、通称建築物省エネ法の改正内容について説明いたします。

建築基準法に基づく確認申請等では、建築物エネルギー消費性能基準、通称省エネ基準の審査を行っていますが、建築物省エネ法の改正で、原則全ての新築住宅・非住宅に対して省エネ基準適合が義務化され、今まで適合義務がなかった住宅及び300平方メートル未満の非住宅についても、一定規模以下の建築物を除き、建築物エネルギー消費性能適合性判定、通称省エネ適判を受けなければならないこととなりました。

また、建築士が設計・工事監理を行った一定規模以下の建築物について、確認申請等の審査を一部省略する制度の見直しにより構造関係規定等の審査対象が拡大され、令和7年4月1日から施行されます。

今回の建築関係手数料の改正は、これらの法律の改正等を踏まえ、手数料の改正等を行うものとなります。

それでは、別表（6）建築関係手数料の改正について説明いたします。

議案書の113ページを御覧ください。

113ページから118ページ中段までは、ア、建築基準法関係手数料（確認申請・計画通知）の建築物に関する手数料になりますが、法改正等を踏まえ、千葉県及び近隣市を参考に手数料の面

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

積区分及び額を改定します。手数料の額については後ほど説明いたします。

議案書の120ページ下段を御覧ください。

120ページ下段から124ページ中段までの改正前の適用4から6は、指定確認検査機関で確認または中間検査を受けた建築物の計画変更に関わる手数料の加算に関する事項を定めていますが、市で確認または中間検査されていないものであっても、手続上は計画変更に関わる部分の申請になることから、手数料の加算を見直し、適用の条文の削除と整理を行います。

議案書の124ページ下段を御覧ください。

改正後の適用後は、建築物省エネ法の改正により、一定規模以下の建築物を除き省エネ適判を受けなければなりません。省エネ適判を行うことが比較的容易なものは省エネ適判を省略し、確認申請等と一体的に省エネ基準適合の審査を受けることができるため、この審査の手数料の加算を定めます。

議案書の126ページ中段を御覧ください。

126ページ中段から129ページ上段までは、建築設備及び工作物に関する確認申請、計画通知の手数料になりますが、建築物と同様に、額の改定及び指定確認検査機関で確認を受けた者の計画変更の手数料区分を削除します。

次に、議案書の129ページ中段を御覧ください。

129ページ中段から147ページ中段までは、イ、建築基準法関係手数料（完了検査申請・工事完了通知）になりますが、確認申請・計画通知の手数料の改正と同様に、手数料の区分・額及び適用の改正並びに法改正に伴う条項ずれの整理を行います。

個々の改正につきましては、確認申請・計画通知の手数料の改正と同様になりますので、説明は省略させていただきます。

次に、議案書の147ページ下段を御覧ください。

147ページ下段から155ページ上段までは、ウ、建築基準法関係手数料（中間検査申請・特定工程工事終了通知）になりますが、こちらも確認申請・計画通知の手数料の改正と同様に、手数料の区分・額及び適用の改正並びに法改正に伴う条項ずれの整理を行います。

個々の改正につきましては、こちらも確認申請・計画通知の手数料の改正と同様の内容になりますので、説明は省略させていただきます。

次に、議案書の155ページ中段を御覧ください。

155ページ中段から157ページ上段までは、エ、建築基準法関係手数料（仮使用認定申請）、ケ、建築基準法施行条例関係手数料及び、コ、租税特別措置法関係手数料になりますが、法律及び条例の改正による条項ずれ等の整理を行います。

次に、議案書の157ページ中段を御覧ください。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

157ページ中段から163ページ中段までは、ス、都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料になりますが、低炭素建築物新築等計画の認定申請において、住宅に対する省エネ性能の評価方法に誘導仕様基準と計算を併用する方法が可能となったことから、新たに手数料を追加します。

次に、議案書の163ページ下段を御覧ください。

セ、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料につきましては、手数料の改正事項が多岐にわたっていたため、表を改める形でお示ししています。

議案書の164ページを御覧ください。

164ページから173ページ上段までは、建築物エネルギー消費性能適合性判定の手数料になりますが、建築物省エネ法の改正により、住宅及び300平方メートル未満の非住宅についても省エネ適判を受けなければならないこととなったため、これらの建築物の手数を追加します。

議案書の173ページ中段を御覧ください。

173ページ中段から183ページ上段までは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請の手数料になりますが、住宅に対する省エネ性能の評価方法に誘導仕様基準と計算を併用する方法が可能となったことから、新たに手数料を追加します。

次に、建築関係手数料の額の改定について説明いたします。

お手数ですが、議案資料の12ページを御覧ください。

12ページから19ページ中段までは、建築関係手数料の改正後の千葉県及び近隣市との比較になります。

手数料の額の設定につきましては、審査時間から受益者負担額の算出を行った上で、千葉県及び近隣市が設定する手数料の額と比較し、比較的安価であった千葉県の手数料と同額にしています。

次に、大変お手数ですが、議案書の184ページにお戻りください。

別表（7）開発関係手数料の改正について説明いたします。

宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土規制法は、宅地造成等工事規制区域内で宅地造成等を行う場合は、都道府県知事の許可を受けることと規定されています。

しかし、当該工事が都市計画法の開発許可を受けた場合、盛土規制法の許可があったものとみなす、いわゆるみなし許可の規定があります。工事の完了検査及び検査済証の交付についても同様の規定となっています。

一方、盛土規制法の間接検査については、同様のみなし規定がありません。そのため盛土規制法の間接検査を含む事務の一部の権限移譲について千葉県から協議の申出があり、協議の結果、みなし許可に関わる間接検査を含む事務の一部の権限移譲を受けることとしました。

このことを踏まえ、開発関係手数料に間接検査申請手数料を追加します。

なお、手数料の額につきましては、千葉県からの事務の一部の権限移譲であることから、千葉県

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

と同額にしています。

最後になりますが、議案書185ページを御覧ください。

この条例の改正は、令和7年4月1日から施行とします。ただし、別表（7）の開発関係手数料の改正は、宅地造成等工事規制区域の指定日及び権限移譲の日に合わせて、令和7年5月26日からの施行とします。

また、建築基準法及び建築物省エネ法の改正は、令和7年4月1日以降に工事に着手する者に適用されることから、施行の際、現に確認済証の交付を受けた者であって、工事に着手しているものに関わるアからウの建築基準法関係手数料は、改正前の手数料を適用することを経過措置で定めま

す。
なお、パブリックコメントにつきましては、法令等に基づく場合に該当するため、実施しておりません。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○副委員長（豊島庸市君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（坂巻宗男君） 説明ありがとうございました。

かなり多い量の改正になっているんですけど、この大本は省エネ基準が変わって義務化されたところでの料金改定、項目が増えた等々だと思うんですが、これによって我孫子市の手数料収入とえばいいのかな、そういったものに関してはかなり変化はあるんでしょうか。あるいは今、民間確認検査などが主流なのであまり大きな影響はないのか、その辺はいかがなんでしょうか。

○建築住宅課長（伊藤悦郎君） 手数料の収入の増加の想定だと思いますが、委員おっしゃるように、今ほとんどがもう民間確認検査機関のほうで申請されている状況ですので、恐らくなんです、ほとんどあまり手数料のほうの増加は見込めないのかなと思っておるところです。

○委員（坂巻宗男君） そうしますと、今回、今いろいろ説明いただいて、いろんな項目を料金改定をしているんだけど、具体的に例えばこれに当てはまるようなケースの申請が年間を通じて我孫子市に来るとするのは、結構まれなケースになるというふうに考えてよろしいんですか。

○建築住宅課長（伊藤悦郎君） 委員おっしゃるように、あんまり増えてこないと思いますので、申請されるということはまれなケースがあるんですが、ただ、市が建築主となる場合は、市のほうに申請がされる、いわゆる計画通知というものが市が申請する名称になるんですが、そちらのほうは建築住宅課のほうで恐らく審査することにはなると思います。

○委員（坂巻宗男君） 了解しました。

今ちょっと大まかの財政的な意味があるのかなと思ったところだったんですが、それほど大きな影響はないということだったので、ちょっと個別の案件で、184ページですね。後段のほうに説

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

明のありました、いわゆる盛土規制法が施行される関係で、我孫子市も中間検査の権限移譲を千葉県から受けて、そのための料金がここに盛り込まれるというふうな形になるんですけども、この中間検査というのは具体的にはどういったケースになるのかお聞かせください。

○市街地整備課長（古泉信明君） 中間検査の対象となるものにつきましては、政令第23条第1項に規定される5項目の規模の工事が対象となるものとなります。

ただし、この規模のうち、政令第24条に規定する特定工程を含むものだけが中間検査の対象となります。この特定工程といいますのが、盛土をする前の地盤面または切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程と規定されています。

○委員（坂巻宗男君） 切土盛土のところに排水施設を設置する工事というふうな、いわゆる開発行為を中間検査しようというふうな話だと思うんですけど、具体的にこういった工事というのは、開発許可申請などがあつたときに行われている工事なんですか、それとも結構これもまたまれなケースなんですか、その辺はいかがですか。

○市街地整備課長（古泉信明君） 開発の許可申請をすることによってみなし許可になるものにつきましては、相当数あるかというふうには想定していますけれども、この中間検査が必要となる検査につきましては、数年に1回程度出てくるのかなというふうな想定をしているところです。

○委員（坂巻宗男君） いわゆる盛土規制法というのは、熱海の崩落事故とえばいいのかな、土砂災害に起因して法改正が行われて、今年から施行されるというふうな形になったものだという認識しているんですけども。ですから、そういう意味では非常に排水施設というものをどういうふうに、排水だけじゃないんですけど、その切土や盛土、開発行為そのもの、そういったものをどういうふうにしっかりコントロールしていくかというのは非常に重要で、行政側の役割も高まっているところだというふうに思うんですけど、そういう意味で数年に一度ぐらいの規模の開発でこういうのがあるんだろうということなので、その辺のチェックというんですか、検査体制というかな、そういったところというのは庁内で、今回権限移譲を受けるわけなんですけど、その辺は人材的な意味も含めてしっかりと確保できていると、そういうふうな認識でよろしいでしょうか。

○市街地整備課長（古泉信明君） 現在、私どもの課にも技術職員がおりますので、対応は取れるというふうに考えております。

○委員（坂巻宗男君） これ、こういった形の検査というのは、今まではしてきているんですか、それとも今回仮にこれが施行されて、そういうケースが当てはまるとすれば、今までにはない検査を行うんですか、その辺はいかがですか。

○市街地整備課長（古泉信明君） これまでも開発の許可の中でこういうケースが出てきたときには、当然、審査もしていますし、検査もしてきているということになります。

○委員（坂巻宗男君） そうすると、そこに中間検査という項目が加わってくるという認識だと思

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

えばよろしいですね。

○市街地整備課長（古泉信明君） 委員おっしゃるとおりです。

○委員（坂巻宗男君） 了解しました。

繰り返しになるんですが、今回、盛土規制法に関しては熱海の事故を受けての法改正というところで、我孫子市もこういった形で一部、権限が移譲されてくるという非常に重要な部分でもあろうかと思えます。ですから、今後も、近隣や千葉県だけなどとも必要な部分などはしっかりと協議をしていただきながら、検査体制など抜け落ちることのないように、安全というものをしっかり確保した開発建築というものが進むようお願いをしたいと思います。答弁は結構です。

○委員（海津にいな君） 御説明ありがとうございました。

坂巻委員のほうから、細かくこれに触れて御質問もありましたところなんですけれども、私もこれ相当なページ数で関わっているところですので、この申請に来られる方が迷ったりしないんだろうかと思いましたが、他市との比較の数値等も出されていて、相当な額、この金額が上がるというようなどころも見受けられたんですが、その中で我孫子市は千葉県の額に勘案してみたという御説明も受けました。

それで、ここに出ております施行日なんですけれども、これを4月1日っていいますと、もう3月終わってすぐということになります。このあたりは了解いただくのにちょっと金額も大きいですし、そのあたりはどういうふうにお考えになってお決めになっているのか。また5月の時点に合わせなかった理由というのがもしございましたら、そのあたりも御説明ください。

○建築住宅課長（伊藤悦郎君） 御質問は建築関係手数料のことにに関してだと思いますので、私のほうからお答えさせていただきます。

○副委員長（豊島庸市君） それでいいの。その答弁でいいの。

○委員（海津にいな君） 両方お願いします。

○副委員長（豊島庸市君） 両方だって。

○建築住宅課長（伊藤悦郎君） じゃ、建築関係手数料のほうは私のほうから説明させていただきますが、この法改正の内容については3年前から法律が改正されるということで公表されていますので、かなり国のほうで広報とか説明というのはされているというふうに聞いています。

今回、我孫子市の手数料のほうなんです。4月1日から施行ということになるんですが、我孫子市の物件を審査できる指定確認検査機関は38機関ございますので、金額も含めて申請者のほうで選べるということがありますので、我々のほうとしては問題は出てこないのかなというふうに思っております。

○市街地整備課長（古泉信明君） 開発のほうの中間検査につきましては、千葉県において、政令市、中核市を除く、区域を5月26日に指定区域に指定することを決定しているものというふうに

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

なりますので、我孫子市のほうは、それに倣っているというような状況となります。

○委員（海津にいな君） 丁寧な御説明ありがとうございました。混乱がないように、少し日程のずれもありますけれど、その辺は十分に申請する業者の側が理解できているという判断になっているのかなと思われました。

それでは、これだけの改正の金額があるわけですが、今現在は、民間の業者の利用ということも相当数出ているということでしたけれど、考え得るところで申請が来るというのは、現状では民間の業者にお願いするということが多数であるというふうな状況なんではないでしょうか。もう一度その辺を、件数等想定できましたらお教えてください。

○建築住宅課長（伊藤悦郎君） 建築基準法に基づく確認申請等の件数ですが、先ほども御説明したとおり、民間に出されるケースがほとんどなんですが、民間と市、合わせて大体年間500件ぐらいの確認申請が出ているんですが、そのほとんどが民間確認検査機関で申請されるという状況になっています。

ただ、いわゆる我孫子市が建築主となるような申請につきましては、建築住宅課のほうに申請されますので、それが年間数件あるという状況になっております。

○委員（海津にいな君） ありがとうございます。

もう一つのほうも、じゃ、お願いいたします。

○市街地整備課長（古泉信明君） 先ほどの答弁とかぶってしまいますけれども、中間検査のほうにつきましては、数年に一度程度の申請というふうに想定をしているところです。

○委員（海津にいな君） ありがとうございます。

混乱がないようにできるということが、両方の担当課でも分かっているのかなと思いますが、やはり丁寧な説明も必要ですし、これから申請に来る方々に我孫子市の対応が分かりやすいように、これからも公表していただきたいと思います。要望です。お願いします。

○副委員長（豊島庸市君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（豊島庸市君） ないものと認めます。

議案第13号に対する質疑を打ち切ります。

議案第15号、我孫子市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○経営課長補佐（洞毛秀男君） 議案第15号、我孫子市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の190ページをお開きください。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

初めに提案理由ですが、水道法施行令の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者が有すべき資格を改めるために提案するものです。

それでは、議案書に沿って説明いたします。

次のページをお開きください。

第3条は、布設工事監督者の資格要件の緩和などについての改正です。

技術上の実務経験に、水道のほか工業用水道、下水道、道路または河川の分野に関する経験を加え要件を緩和するとともに、その期間の2分の1以上は水道に関する実務経験を有することとする要件を追加します。

また、学科要件には、機械工学科、電気工学科などの課程を追加することで、布設工事監督者の資格要件を緩和します。

続きまして、第4条は、水道技術管理者の資格要件の見直しについての改正です。

資格要件のうち、布設工事監督者たる資格を有する者を削除し、学科要件に土木工学科等の課程を追加します。また、この条例の改正に合わせて、水道法施行規則に定める一部の資格要件については管理規程で定めます。

最後に、施行期日については、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正の施行日に合わせて、令和7年4月1日とします。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○副委員長（豊島庸市君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（坂巻宗男君） 御説明ありがとうございました。

これは全国的にも、あるいはこの近隣等々でも技術者、技術職というのがなかなか採用などできないという状況などを踏まえて、国全体で法改正などがあって、こういったところでの緩和を少しして、そういった技術職や管理者というものを増やせるような状況にしようというふうな改正だというに思っているんですが、現状、まず我孫子市において水道の布設工事の監督者、それから技術管理者というのは、現状今の規定で十分しっかりと確保できているのか。あるいは我孫子市においてもこういった条例改正をしなければ確保できないような状況なのか、その辺はいかがなんでしょうか。

○工務課長（川村憲司君） 委員おっしゃるように、技術職がなかなか採れないというところが非常にネックにはなっております。ちょっと現状のところ申し上げますと、布設工事監督者については、今、水道局の職員の中で、その資格要件を持っているのは2名おります。水道技術管理者については、現在は4名おるところです。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（坂巻宗男君） ありがとうございます。

布設工事の監督者に関しては2名ということなのですが、これは1名いればよいという形ですか。ですから、例えば人事異動などで1名の方々などが行ってしまっても、まず1名いるから大丈夫だということなのか。その辺の人数的なところはどうなっているんですか。

○工務課長（川村憲司君） 布設工事監督者については、1名以上いればというところになって、複数名置くことも可能となっております。

○委員（坂巻宗男君） これは今2名というところだと、1名以上ですから大丈夫だという見方もできるし、若干まだ少ないのかなという見方もできるところだと思うんですが、今回の改正も含めて、この布設工事監督者というのは、今後もこの2名をさらに3名にする、4名にするというふうな形での増員は可能な条件が整っているのか、その辺はいかがなんでしょうか。

○工務課長（川村憲司君） この規制の緩和によって、現在2名なのが対象が今度3名に増えることとなります。ただ、どうしてもその経験年数という、例えば土木技師が配置されたからすぐになれるかというわけではないので、この辺については法的に置かなきゃいけないものですので、必要なものは人事課等と協議しながら、必ず置けるような手配はしていきたいと思えます。

○委員（坂巻宗男君） やっぱり1名以上ということだと、つまり何かあったときのことを考えると、最低2名はやはりなければならない。2名でも場合によったら少ないのかなという気もいたします。ですから、この緩和で3名まで行けると。今後ちょっと人事異動とかあるから、ちょっと現状の体制だということで、この年度末の体制ということをお前提にしていると思うんですが。そういったところで、ぜひ増やせるような、いわゆる研修というかあれですけど、プログラムと言えはいいのかな、そういったところも考えていく必要があるかと思うんですが。

これは例えば監督者のほうに関しては、今回の法改正で要件が満たされました。ですから、我孫子市としては満たされた人はすぐに監督者にしますよということなのか。先ほどちょっと答弁あったかもしれないんですが、もう少し別な、この要件だけではなくて、我孫子市の水道局としては、もう少しこういった過程を経た人をしっかりと監督者にしようというふうな考え方などがあるのか、その辺はいかがなんでしょうか。

○工務課長（川村憲司君） 実際に布設工事監督者に、今回も緩和をされて、布設工事監督者自体の業務としては工事の監督をしていくというところなので、要件を満たしていればきちんとできるだろうというふうな判断はできると思えます。

ただ、それを何名置くかというところはなかなか難しいところですが、1名ですと先ほどもお話あったように、もし何かあったときとなるので、複数名、2名以上は置ければというところでは考えます。

○委員（坂巻宗男君） はい了解です。最後にします。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

この緩和も含めて、ぜひ今、本当に技術職がなかなか採れないというふうな状況もあるので、長いスパンでこういった人材というものがしっかりと育成されていくように、水道局だけじゃないんですけれども、我孫子市全体としてのそういったフローを考えていただきたいというふうに思います。最後、御答弁お願いいたします。

○工務課長（川村憲司君） 布設工事監督者については、どうしても技術上の実務経験というのが伴ってくるので、なかなか水道局として育成するということは難しいところもあるんですが、水道技術管理者については、技術的な要件プラス国土交通省が指定している講習を受ければ取れるというところもありますので、そういったところに長いスパンで、技術管理者がいなくなるということがないように、研修に参加するように努めていきたいと思えます。

○委員（船橋優君） 今、坂巻委員からもあったんですけれども、私のほうからやっぱりこういうふうになったっていう、この主な趣旨はどこにあるんですかね。ちょっとその辺をお願いします。

○経営課長補佐（洞毛秀男君） 今回の要件の見直しになった背景としましては、水道設備管理行政の機能強化や、あと先ほどもありましたとおり、携わる職員数の減少というところがありまして、こちらに伴い水道法施行令等の改正が行われたものとなります。

○委員（船橋優君） ありがとうございます。

ちなみに水道局のほうで、国家資格の1級を持っている人は大体何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○工務課長（川村憲司君） 1級の土木施工管理技士としては1名おります。

○委員（船橋優君） 管工事の1級はどうでしょうか。

○工務課長（川村憲司君） 管工事については職員ではないと思われまして。

○委員（船橋優君） 分かりました。

やはり飲み水というのは、もう本当に人間毎日飲んでいる大切なあれなんでね、やはりできれば管工事の人も職員にぜひ1人ぐらい、1級なり、2級なりでもいいんでしょうけど、配置ができればよろしいんじゃないかと思うんですけど。これは要望なんで、回答は結構です。

○委員（海津にいな君） 技術者が足りないというのは、学校教育の場面に関しても団塊の世代が大量に退職していったということがありますので、そういうことも技術者関係の人員が不足しているという原因になっているのかなと思いますけれど、そのあたりお教えいただきたいので、まずはお答えください。

○工務課長（川村憲司君） 委員おっしゃるように、退職により技術者が減っていったというものの、これは現状としてあります。ただ、それを補充するほどの技術者が今度入ってこないというところで、市全体としての技術者が不足しているということになります。

○委員（海津にいな君） 入ってこないといいますのは、他市に行く場面で、他市は充足している

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

んだけど、我孫子市のほうになかなか来てくれないと。受験するなり、応募してくるなりという段階で数が少ないのかなとか、そういう傾向というのは何か把握されているところがあるんでしょうか。

○工務課長（川村憲司君） 人事課のほうも積極的に募集というのをかけていただいて、募集はしておるんですが、実際に応募される人数というのが非常に少ないと。結果として採用する人数も少ないということになっています。

○委員（海津いな君） ありがとうございます。

魅力ある職場にしつつ、我孫子市で働きたいという方たちが増えるように願いたいと思いますが、この条例の改正で最後まで見てまいりますと、195ページの（4）というのがありまして、その後、続いていないので、改正のあたりを見てきますと、条項が改正前と減ってしまっているようですけれど、この（5）に関しては、取り下げるというか、今回からはここは関わっていないということですか。ここには何か、外国の学校において、第2号に規定する科目、前号に規定する学科目に相当する云々かんぬんってあるんですけど、このあたりは（4）に全部網羅されているという考えでよろしいのでしょうか。そのあたりを教えてください。

○経営課長補佐（洞毛秀男君） 今回の条例の改正につきましては、水道法施行令に定められている要件について載せております。水道法施行規則のほうに関連する要件につきましては、管理規程のほうに定めるとしておりまして、先ほどのとおり5号、6号の件につきましては、施行規則のほうに定められておりますので、管理規程のほうに定めるものとなります。

○委員（海津いな君） 了解いたしました。

この見直しの中で、新たに技術者を我孫子市が潤沢に採れて対応できるように願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○副委員長（豊島庸市君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（豊島庸市君） ないものと認めます。

議案第15号に対する質疑を打ち切ります。

議案第25号、令和6年度我孫子市下水道事業会計補正予算（第4号）について、当局の説明を求めます。

○下水道課長補佐（菅井雅二君） 議案第25号、令和6年度我孫子市下水道事業会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

別冊の補正予算書1ページをお開きください。

初めに、第2条業務の予定量についてです。

業務の予定量については、汚水事業の管渠整備に関わる事業費の増加により増額するものです。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

続いて、第3条収益的収入及び支出予算の補正です。

収入及び支出ともに、既定の予定額からそれぞれ2,073万8,000円を減額するものです。これは主に千葉県が運営する手賀沼流域下水道維持管理における本市負担金が確定したことのほか、事業の一部確定により営業費用を減額する一方、その財源の一部として一般会計から受け入れた他会計補助金を繰り戻すため、営業外収益を減額するものです。

このほか、前年度の手賀沼流域下水道維持管理負担金の精算に伴い、千葉県から4,064万7,000円が返還されたことにより特別利益を増額するとともに、当該財政調整として営業外収益を減額しています。

次に、第4条資本的収入及び支出予算の補正です。

資本的収入については、既定の予定額に1,881万6,000円を増額し、資本的支出については、既定の予定額に1,792万8,000円を増額するものです。これは主に国の第1次補正予算が可決され、防災安全交付金及び官民連携事業等基盤強化推進事業費補助金が追加されたことに伴い、資本的支出において事業費を増額するものです。

なお、官民連携事業等基盤強化推進事業費補助金は、老朽化する下水道施設の維持管理、更新を的確に効率的に実施していくことを目的として創設された新たな官民連携方式であるウォーターPPP、管理・更新一体マネジメント方式の導入を加速化するために措置されたもので、市ではこれを活用して、官民連携の導入に向けた検討を行うものです。

このほか下水道ストックマネジメント計画に基づく改築工事費が当初の見込みを上回るため工事請負費を増額し、千葉県の手賀沼流域下水道建設負担金など既に確定した事業費については減額するものです。

一方、資本的収入では、支出の補正に伴い、事業の財源となる国庫補助金及び他会計出資金を増額するほか、企業債及び他会計補助金については既に確定した事業分を減額するものです。

なお当該補正において事業費を増額する事業の詳細につきましては、21ページ以降の主要下水道事業を御参照いただき、個別の説明は省かせていただきます。

以降の第5条から第6条は、今般の補正に伴い条文を整合させたものです。

具体的な科目別の内訳については、3ページからの補正予算に関する説明書及び13ページからの補正予算に関する説明資料に記載のとおりとなります。

以上で説明は終わります。十分な御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○副委員長（豊島庸市君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（坂巻宗男君） 予算書の23ページですね。説明資料と言えばいいのかな。

汚水事業のうちの総合地震対策事業として、マンホールの耐震化とマンホールトイレの設置とい

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

うことの予算がここに8, 255万円ということで載っております。

まずマンホールの耐震工事ということで予算が入っているんですが、今ここに説明にもあるんですが、緊急輸送路とか避難所等のいわゆる重要な箇所の耐震化を進めるということではあるんですが、今回のこの予算というのは、具体的にというところとちょっと説明しづらいのかもしれないんですが、どういった箇所でどういった工事を行っていくのか、お聞かせください。

○下水道課長（中野伴春君） 総合地震対策事業は平成21年に我孫子市下水道総合地震対策計画を策定して以来、今日まで15年間交付金事業として進めてきたものです。おっしゃいますように、具体的な内容というのはマンホールの浮上防止ですとか、指定避難所となる小学校へのマンホールトイレの設置というメニューになっておりまして、今回補正をさせていただいたのは、内容としては令和7年度の事業として予定していたものを、国の補正があったものですから前倒しでエントリーさせていただいたという内容です。

御質問のお答えですけれども、令和7年度に繰り越して進める事業の中身というのは、流域の下水道幹線に接続する路線のマンホールの浮上防止として35基を予定しております。また、場所としては、少し説明しづらいのですが、つくし野地区と並木地区に点在しております。また、近年、総合地震のメニューとして入りましたマンホールとマンホールに接続する管の接続部分が、この膨張伸縮によって外れないように可とう措置をする、可とう化、ゴムのジョイントのようなものですが、この可とう化をする事業がありまして、これについては布佐地区で既にマンホール浮上防止措置を取ったマンホールについて、20基の可とう化措置を予定させていただいております。

○委員（坂巻宗男君） ありがとうございます。

かなり以前から行われている耐震工事の一環として、今回国の補正があったので、またさらに前倒しで行っていかうというふうなことだと思います。非常にやはり今回の八潮の件を見ても、我々、水道、まずは飲む水なんだろうというところで意識を災害などでは持っていたところなんです、あのような下水道が管路として機能しなくなるというときの影響の大きさというのを、ある意味でまざまざと見せつけられたところなんです。緊急点検などが行われたというところでありまして、そういったことを考えると、やはりこの下水道のマンホールを含めた耐震化を進めていくというのは非常に重要だなというふうに思うので、ぜひこういった機会、前倒しなどで補助などあれば、ぜひ積極的に進めたいというふうに思います。このマンホールの件は結構です。

具体的に聞きたいのはマンホールトイレのほうなんです、これもやはり避難所等になったときに、先ほど言ったような水と、それからトイレ、もちろん飲食というものも、食べ物なども重要になってくる、衣服なども重要になってくるんですけれども、やはりこのトイレなどの重要性というところもあって、既存のものが使えないということになると、こういったマンホールトイレが非常に重要な役割を果たすということになると思うんですが、今回のこのマンホールトイレ、これは具

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

体的にはどういった設置工事、事業になるのか、まずお聞かせください。

○下水道課長（中野伴春君） マンホールトイレのシステム自体は、地震等の災害時に避難所に避難される方が利用することを想定に、日常的な状態というのはもうマンホールに蓋がしてあるだけです。有事にマンホールの上にテントを張って、個別のブースをつけて、また障害者も利用できるような配慮をさせていただいていますが、そのような形で利用する仕組みになっております。

これについては、既に小学校6校については設置済みでありまして、総数で言いますと47基。今回補正で上げさせていただきました事業については、ここに記載のとおり、東小学校に同じようなマンホールトイレのシステムを設置をさせていただくという予定です。

○委員（坂巻宗男君） ありがとうございます。

今回で、この東小が設置されるということになりますね。その前に既に47基ありますよということなんですが、これ、あと避難所などでいうと残りはどういったところになるのかというのは、下水道課のほうとして持っていますか、市民安全課のほうとかになるのかな。その辺はいかがでしょうか。

○下水道課長（中野伴春君） 下水道の総合地震計画の中では、まず指定避難所となる小学校に設置をするという目的にしておりますので、令和6年度から第4期の総合地震計画がスタートしているんですが、この4期の5か年、10年度までの5か年でどこに設置するかというと、東小学校、そして並木小学校、布佐小学校、白山中学校ということを用意しております。

最終的なゴールはということになりますと、市で指定している指定避難所のほかに広域避難所等もいろいろあるかもしれませんが、そういった必要なところに、本来的にはマンホールトイレのシステムがあれば理想的だと思いますので、そのところはまだ、どこまでというところの明確な定めはありませんけれども、現状では、今の地域防災計画の中では106基の設置を目標としております。

○委員（坂巻宗男君） ありがとうございます。

ぜひしっかりと計画に沿った形で進めていただきたいと思うんですけど、今の4期の防災の計画だと、東小、並木小、布佐小、白山中の4校ですね。それで、今回、東小ということになるんですけど、これはこの令和10年度まででおおむねクリアできる計画になっていると思ってよろしいんですか。

○下水道課長（中野伴春君） そのとおりです。

○委員（坂巻宗男君） ぜひ、計画どおり、場合によったら前倒し、今回のような補正予算などが国のほうから出てくれば、それに乗じて、いい意味で前倒しをして進めていただきたいと思うのと、これはちょっと下水道のほうとは若干離れるかもしれないけど、東小で整備ができました、あるいは新しく整備できましたとなれば、当然そこで訓練といいますか、実際に使用する地域の方々を含め

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

て、学校、子どもたちも含めて、そういったことによって本当に震災があったときに生きてくるといことになると思いますので、その後の運用まで含めて、ぜひ対応していただきたいと思います。最後に御答弁をお願いします。

○下水道課長（中野伴春君） 御指摘のとおりだと思います。有事の際にやはり迅速にマンホールトイレを設置して、避難所に来られる方がトイレで困窮しないように配慮するということは大変重要だと思います。具体的には、毎年行われている避難所運営訓練ですとか、また課独自で、その設営のマニュアルに沿った自主訓練等も想定して進めていきたいと思っています。

○副委員長（豊島庸市君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（豊島庸市君） ないものと認めます。

議案第25号に対する質疑を打ち切ります。

議案第30号、令和7年度我孫子市下水道事業会計予算について、当局の説明を求めます。

○下水道課長補佐（藤縄哲志君） 議案第30号、令和7年度我孫子市下水道事業会計予算について御説明いたします。

別冊の下水道事業会計予算書の1ページをお開きください。

第2条業務の予定量から御説明いたします。

（1）排水区域内人口は、下水道が使用できる区域内の予定人口となります。11万2,829人は、人口増減率及び予定整備面積を考慮しての推計値としています。

次に、（2）年間有収水量は、年間での調定汚水量となり、実績の推移から推計を行い、予定水量として1,060万1,121立方メートルを見込みました。

なおこれに伴い、（3）の1日平均有収水量は2万9,044立方メートルとなり、前年度と比較して263立方メートルの増となる見込みです。

続きまして、（4）主要な建設改良事業です。予定額13億8,949万2,000円は、汚水及び雨水事業の管渠整備に関わる工事費を計上しています。

続きまして、第3条収益的収入及び支出です。

第3条で定める予算は、企業の経営活動に伴い発生する収支予定額となります。

収入の第1款下水道事業収益は31億9,304万円、対する支出の第1款下水道事業費用は28億5,210万6,000円をそれぞれの予定額としています。

また、これらの収入と支出の差引額3億4,093万4,000円は、当年度利益剰余金となる見込みです。

それでは、主な内容について説明資料により説明をさせていただきます。

32ページをお開きください。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

初めに上段の表、項1 営業収益です。

目1 下水道使用料は、汚水事業収益の中心となる下水道使用料収入です。予算額は16億5,229万円としました。これは業務量で見込みました年間予定有収水量に基づく算出額になります。

目2 雨水処理負担金は、雨水処理経費に係る一般会計からの負担金として1億741万1,000円を予定しています。

目3 その他営業収益は、指定工事店の登録申請などに伴う手数料収入を49万2,000円見込みました。

続いて、下段の表、項2 営業外収益です。

目1 他会計補助金は、下水道事業運営に要する一般会計からの補助金として3億9,313万5,000円を予定しています。

その下、目2 長期前受金戻入は、現有する下水道事業資産のうち補助金などの財源で構築された固定資産の減価償却費相当分を収益化するものであり、非現金収入となります。予算額は10億3,951万9,000円となり、財源別の内訳は節に区分するとおりです。

続いて34、35ページの支出です。

項1 営業費用です。

目1 から目4 の管渠費及びポンプ場費は、下水道施設の維持管理経費となり、汚水事業と雨水事業にそれぞれ所管を区分して計上しています。主な内容については、説明欄記載のとおりです。

次に、目5 流域下水道費は、千葉県が運営する流域下水道の維持管理に係る経費負担となり、本市分の維持管理負担金として9億5,784万1,000円を見込むものです。

その下、普及指導費では、水質調査委託料などの経費を計上しています。

続いて、目7 業務費は、主に水道局に委託する下水道使用料徴収等業務委託料となります。

目8 及び次のページに参りまして、目9 に記載の総掛費は、人件費などの事務管理経費となります。内容については説明欄に記載のとおりです。

次に、目10 減価償却費です。減価償却費は、下水道事業として、将来の更新需要に対応していくために企業会計原則に基づいて固定資産を費用配分していくものとなり、非現金支出として計上するものです。予算額として総額13億8,394万9,000円の償却を予定しています。

続いて、下段の表、項2 営業外費用です。

目1 支払利息は主に企業債利息となり、令和7年度は汚水事業分及び雨水事業分を合わせて1億4,899万2,000円を予定しています。

以降、目の2及び3、さらに次のページの項3 特別損失から項4 予備費までは記載のとおりとさせていただきます。

それでは、再び予算書の1ページをお開きください。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

中段以降の第4条資本的収入及び支出についてです。第4条で定める予算は、建設改良事業等に係る収支予定額となります。

初めに収入です。

第1款資本的収入は、建設改良事業の主要な財源となる企業債や補助金などとなり、予定額を20億6,966万7,000円としています。

なお、第2項と第3項の他会計出資金及び補助金は、一般会計からの繰入金となります。このうち他会計出資金については、建設改良費等の財源として受け入れる資金のほか経営安定化のための資金を計上しています。

本市の下水道事業会計は、令和2年度に地方公営企業法の財務規定等を適用して公営企業会計に移行した際に、十分な運転資金がない状態で事業を開始していることから、いまだに資金繰りに苦慮する不安定な経営事情を抱えています。令和5年度及び令和6年度に、一般会計からそれぞれ8,000万円の出資金を受け入れたことにより、資金繰りの状況は一定程度改善しているものの、資金需要が高まる期末等における資金繰りは依然厳しい状況にあることから、令和7年度については一般会計から2,000万円の出資金を受け入れ、下水道事業のさらなる財政的基盤の強化や経営の効率化、安定化を図るものいたします。

次に支出です。

第1款資本的支出の予定額は26億930万1,000円としています。このうち第1項建設改良費は、建設改良に係る事務経費及び工事請負費となり、合わせて18億293万4,000円を計上しました。

当該予算についての主要な取組につきましては、予算書47ページ以降、主要下水道事業を御参照いただき、個別の説明は省略させていただきます。

続く資本的支出の第2項企業債償還金は、企業債元金の予定償還額を計上するものです。

なお、第4条の予算については、本文に記載のとおり、収入が支出に対して不足する額が5億3,963万4,000円生じます。この不足額については、起債する補填財源によって補填することとなります。

続きまして、次のページをお開きください。

第5条継続費です。

初めに、公共下水道事業計画変更等業務委託は、国及び県の上位計画の変更に伴い、下水道全体計画及び下水道法事業計画を策定するもので、2か年の継続事業として雨水事業分は1,993万円、汚水事業分は945万1,000円を計上します。

緊急浸水対策の我孫子駅北口浸水対策検討業務は、我孫子4丁目地区における有効な浸水対策を検討するため、2か年の継続事業として2,000万円を計上します。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

柴崎排水区における雨水幹線整備工事4工区は、3か年の継続事業として8億3,140万円を計上します。

布佐排水区における雨水幹線整備工事7工区は、2か年の継続事業として6億2,400万円を計上します。

続いて、第6条企業債については、表に記載の発行要件とさせていただきます。

次のページに移りまして、第7条一時借入金です。期中における一時的な資金不足を補うための短期的な借入を想定し、限度額を6億円と定めるものです。

続く第8条から第10条については、それぞれ本文に記載のとおりとさせていただきます。

以上で、令和7年度我孫子市下水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。十分な御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○副委員長（豊島庸市君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（坂巻宗男君） まず1ページ目の排水人口等なんですけれども、説明では1日平均有収水量が263立方メートル増えましたというふうな説明があったんですよね。ちょっと令和6年度の当初なんかを見てみましたら、この排水区域内人口、今回11万2,829人なんですけど、これ1,630人増加しているという形になるんですね、この1年で。そうすると、当然年間有収水量等々増えていくということだと思うんですけど、この数字というのは、ちょっと私、令和6年と7年の当初でしか今比較しなかったんですけど、このぐらい、千数百人ぐらいは毎年増えるんですか。それともこの令和6年から7年にかけては比較的多く、この区域内の人口は伸びたというふうに思えばいいのか、その辺というのは出ますか。

○下水道課長補佐（藤縄哲志君） 排水区域内人口については、人口の増減率と新規整備に伴う増等を見込んで推計しているものでございます。今回、令和7年度について推計した結果、前年度に比べて増となったものでございます。

御質問にございました各年度との比較ということで申しますと、今回については、新規整備の部分の量が例年と比べて多かったというところもあり、例年に比べた場合よりも多い伸びという形になっております。

○委員（坂巻宗男君） 私も今見ただけですけど1,600人増えるって多いなと思って質問させてもらったんですけど、確かにこれはかなりの増加要因ですよね。今の新規整備というのは、いわゆる下水道に今まで未接続だった区域などに管を延ばしていった結果、増えたということなのか、もともとあった、市街化区域中心だと思うんですけど、そういったところに何か大きな開発などがあった結果、この排水区域内の人口が増えたということなのか、その辺はどちらの要因が今回多いんですか。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○下水道課長（中野伴春君） 業務量の設定についての具体的な算出方法については、先ほど藤縄補佐のほうから申し上げたとおりなんですけれども、令和7年度において昨年比で1,630人増加した要因というのは、それだけをもってこれだとは申し上げられませんけれども、あくまで令和7年度末の企業活動の基本的な目標を定めているものですから、何申し上げたいかという、令和7年度の事業が終えた時点で取り込める供用開始人口というものを想定しています。そうしますと令和7年度において、久寺家の幹線整備が終了して、首尾よくいけば令和7年末において久寺家の幹線整備が終了しますので、その時点で久寺家1丁目と2丁目の人口取り込むことが可能だと。つまりそれだけのキャパシティを準備する必要があるという意味での人口算定になっています。

○委員（坂巻宗男君） なるほど。私も後ほどちょっと久寺家のほうは質問しようかなと思ったんですが、久寺家の1、2丁目、今回、流域下水道に接続するための工事を行うというふうな予算化されているわけなんです、これはつまり、今まではこちらの我孫子市の下水道の区域内人口には入ってなかったという、そういう認識になるわけですか。

つまり、下水道料金とかその辺の徴収などはどういうふうな形になっていたのかという、その辺も併せてちょっとお聞かせいただけますか。

○下水道課長（中野伴春君） 久寺家の1、2丁目については、我孫子市の下水道条例の中では地域下水道という位置づけにしております、いわゆる他の公共下水道の区域とは区分しています。

しかし、その地域下水道となっている久寺家1、2丁目についての下水道施設、管渠については下水道課が所管して維持管理を行っている関係から、1、2丁目の下水道使用料については私どもの下水道事業会計に使用料として頂いているところです。

ですが、繰り返しになりますけど、1、2丁目については地域下水道ですので、公共下水道地区ではないという以上、流域下水道には処理対象水量にはなっていないんですね。そうすると、現状では久寺家の処理場というところで、これ環境経済部のほうで所管している処理場になるんですけども、そこで処理をいたしまして、つくし野川のほうに放流しているという状況です。したがって久寺家の1、2丁目公共下水道に編入されますと、その久寺家の処理場も廃止のスキームとなっています。

○委員（坂巻宗男君） ありがとうございます。

そうしますと、この久寺家1、2丁目の料金体系というのは、今回令和7年度の工事が終われば、流域下水道に接続されるかと思うんですが、この辺の料金体系を特に変わらない、こう思ってよろしいですか。

○下水道課長（中野伴春君） 変更ございません。

○委員（坂巻宗男君） 了解です。

そうすると、今回1,600人少し、計画的な見込みだけれども区域内は増加するよというふう

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

なことにはなるんだけど、それがそっくりそのまま下水道料金のプラスになると、こういう算定にはならないというふうに見てよろしいんですね。

○下水道課長（中野伴春君） おっしゃるとおりです。

○委員（坂巻宗男君） 了解しました。

ちょっと私、今回の増え方が非常に大きかったものですから、かなり有効な管路などを方策といいますか、整備をしていって、多くの人たちが接続できるようになったのかなというところも期待したんですが、そういうわけではなかったというところですよ。

ただ、いずれにしても、未接続地域というのかな、下水道が来ていない地域などには、今後積極的に進めていっていただきたいというふうに思うんですが、久寺家の1、2丁目に関してはもう1個だけ。今年度でそれは終了する。それで、久寺家の処理場等あるいはポンプ場等、これは令和8年度以降は使用しなくなるという形で、例えばその部分の維持管理費などがかからなくなる、多少管理という意味ではあるかもしれないんですが、運転するというところの予算などはなくなっていくというふうな考え方でよろしいのでしょうか。

○下水道課長（中野伴春君） 令和7年度の予算を御可決いただいて、この事業を進めさせていただくと、久寺家の幹線整備が完成いたしますので、その後には、久寺家の1、2丁目については公共下水道のほうに編入になります。したがって御指摘のとおり、久寺家の処理場、それから久寺家の処理場までに送っている、あすなろポンプ場というんですけれども、その圧送ポンプ場及びその施設については廃止のスキームに入りますので、つまり稼働をする上での維持管理費は不要となります。

○委員（茅野理君） 先ほどの審議の、補正予算のほうにもかかっちゃうんですけど、総合地震対策事業というのが新年度予算では入っていないんですかね。46ページの主な事業なんか見ても載っていないんですけど、これはあくまで国のそういう補正予算がない限りは計上できないという考えなんですか。

○下水道課長補佐（藤縄哲志君） 今回の令和6年度補正予算で計上させていただいた総合地震対策事業につきましては、今、委員のほうから御指摘ございましたように、国の補正予算を活用して実施するものでございます。

こちらについては国の補正予算ということがありましたことで、前倒して、あるいは補正予算ということでもし採択されれば、非常に国費のつきがよいというところもあり、積極的に活用するべく手を挙げて事業を実施するものでございますが、こちらは令和7年度で、当初想定していたものを前倒して実施するというところがございますので、令和6年度に予算として計上させていただいているものでございますので、令和7年度予算について計上していないのはそういった理由でございます。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（茅野理君） であれば、まだ先ほどのマンホールトイレの話もそうですけど、まだ半分も整備されていない状況なわけですよ。

来年度の予定を今年度補正でやったということで理解はしているんですけども、やはり来年度においても、これは地震対策として計上すべきものではないのでしょうか。いかがでしょうか。これもあくまで、補正で入れれば補正で行うということなんでしょうか。いかがでしょう。

○下水道課長（中野伴春君） 茅野委員御指摘のとおり、総合地震対策の事業はシームレスに今後とも進めていきますので、途切れることは想定しておりません。今、藤縄補佐が申し上げましたのは、令和7年度に既に事業化を考えていたものを、確実な財源を取り付けるために補正に手を挙げたということですので、令和7年度はその事業を粛々と進めるということです。

また令和8年度以降については、この6月に概算要求がありますので、そこにしっかりと交付金の要求を立てて事業のスケジュールを立てるという考えでおります。

○委員（茅野理君） 十分国の補助金等を活用していくのはもちろん理解しているんですけども、市として、この補正が第4期ということでしたけれども、計画立てて予算計上していくということは大事なんじゃないんですか。ですから、あくまで補正で入ったからやるのではなくて、市として新年度予算の中でも計上していくべきだと私は思うんですけど、その辺ってどうなんでしょうか。

○副委員長（豊島庸市君） 暫時休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時37分開議

○副委員長（豊島庸市君） 再開いたします。

○下水道課長（中野伴春君） 総合地震計画の年次計画で設定した具体的な事業について、遅延しているという実情はございませんで、少なくとも予定していた事業を補正に手を挙げることによって前倒しで行うということです。繰り返しになりますけど、計画の遅延はございません。

○委員（茅野理君） 前倒しというところの理解を深めることができました。ありがとうございます。

ぜひその計画にのっとって、できる限りのそういう財源を利用しながら進めていくということが大事なので、もちろん計画以上に進める時期もあってもいいと思いますので、ぜひ今後その辺もしっかりと国の予算なんかを注目していただいて、事業を進めていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。答弁結構です。

○委員（海津いな君） 予算書ですと16ページに、いろいろこの数値の表を見比べながら見ていかなければならないので、ちょっと拡大して見たりとかしておりますが、よく数字の流れが分からないので。この職員の人員配置ですね、それについて令和7年1月1日現在、それから令和6年1月1日現在で数字が出されております。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

それで、1月1日現在ですと、総計を見ますと15人ということで、令和6年と比較しますと、総計だけ見ますと16人から15人に減っているわけなんですけど、これは期間中に人員が減ってきたのか、当初からこの15人でなっていたのか、このあたりの御説明をお願いしたいと思います。

○副委員長（豊島庸市君） 暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時40分開議

○副委員長（豊島庸市君） 再開いたします。

○下水道課長補佐（藤縄哲志君） 令和6年1月1日現在の職員数に対して、令和7年1月1日現在の職員数が1名減となっておりますのは、令和6年度中に退職者が1名発生したことによるものです。

○委員（海津いな君） ありがとうございます。

先ほど条例の見直しなどにおいて技術職などをまた繰り入れていくという御希望が、やっぱり近々に出ているんだろうなというふうに感じてはおります。下水道課に関しては、非常に少数精鋭で今まで勤務をやってきたところがあるのかなと見てはおりますけれど、今度この16名という体制で今後対応できていくのかどうかという、そのあたりの話合い等はどんな状況でしょうか。

○下水道課長（中野伴春君） 先ほど水道局との質疑の中でもあったかと思いますが、市の人的資源として技術職が少なく、また新たに確保するのが難しいという現状があります。それでも、粘り強く原課としては人事課のほうに要請をして、新たな採用枠を増やしていただきたいというところは、これまでどおり説明させていただきたいと思います。

ただ、実態として現人数で今後の事業が成り立つのかということになりますと、非常に厳しい点もあります。そのために官民連携がいかに機能するかとか、あるいはほかに方法論がないかとか、いろいろ創意工夫しながら進める必要があると思っています。

なかなか解決しない問題かもしれませんが、そこは日常からその問題、課題と向き合いながら改善策に取り組んでいきたいというふうに思います。

○委員（海津いな君） 状況としては、この数字を見る中で私述させていただいているので、数字においては、令和6年の場合は、2級職が6名そして、1級職が1名でした。令和7年の1月現在においては、1級職が2名になって、そして2級職が3名ということで変化しているということは、この間に資格を向上されたりということも起こっているのかなと思いますが、実務の中において、そうした現状の技術職の方が自分の技術を研さんしていく、そういうを時間等が取りにくいんじゃないかなと思いますが、現状そういった基本的な資格養成などの向上ということには、どんなふうな対応をこれまでやってこられたのか、ちょっと教えていただけたらと思います。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○下水道課長（中野伴春君） 申し上げるまでもありませんけれども、16ページに記載のこの各級については、一般職の職階における給与の号給になりますので、比較的1、2級というのは若い職員であるということは申し上げられると思います。

若手の育成や資格取得についてどう配慮しているかという点については、あらゆる資格講習会や研修などを通じて、その知見を広げてもらうとか、あるいは他の自治体職員との交流を深めてもらうとか、なかなかこれといった妙案はありませんけれども、これまでどおりやはり職員教育として専門スキルを磨いていただくための研修・講習費については、できるだけ予算に配慮していただいで積極的に参加できるようにしております。

○委員（海津いな君） 現状非常に業務が厳しい中で、皆さん技術を高めるということを担当課としても非常に重要視されていると。その中で、やはり今後いろいろな災害も起きますし、下水道の対応というのは多々広がってくるところがあると思います。

ぜひとも、この人数をできれば増員されるように、そして市民にも皆さんの活動が分かるようにというふうに願っておりますので、今後ともそういう対応で職員の皆さん、また励行していただければと願っております。要望です。

○委員（坂巻宗男君） そうしましたら、資料ページが60ページです。

公共下水道の不明水対策事業ということで、400万円の予算がありますけれども、これは送煙検査ということなのですが、具体的にはどういった検査になっているのか、まずお聞かせください。

○下水道課長補佐（菅井雅二君） まず不明水という定義づけなのですが、汚水排水形態が雨水と汚水分流式であるところ、汚水系等に地下水や雨天時に雨水が浸入し、汚水処理工程に負荷がかかることから、所管する千葉県の手賀沼下水道事務所さんが対策を促進するという形で主導されているものです。また市にかかる負担金に対しても増要素となりますことから、近年地区を限定して、こちらに上げさせていただいている送煙調査なるものを実施しているものでございます。

この送煙調査の具体的な内容といたしましては、まずマンホールから煙を流し込んで、地上なり雨水排水、これあってはならないことなのですが、雨水排水の蓋から煙が上ってきたりとか、雨どいの屋根の上から、煙を送っているもんですから、出てしまう現象が見られましたら、そこに不明水のルートができちゃっているよということの、不明水ルートのあるなしを判定するための調査が、こちらの送煙、送煙調査ということでございます。

○委員（坂巻宗男君） ありがとうございます。これを今回新木野地区で行うというふうなことであるんですけれども、これは今言ったような、いわゆるこの不明水というのは、要は下水に雨水が流れ込んでいるという意味での不明水だというふうなことですけれども、結構な頻度でこれは出てくるものなんですか、今までこうやってきた経験から。

○下水道課長補佐（菅井雅二君） 不明水につきましては浸入ルートが、各御家庭の雨水ルート、

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

雨どい及び、今度地面のほうのます、それからあと宅地から外れまして、道路敷では道路の側溝の隙間から地下に浸透して、汚水管なりマンホールの隙間から徐々に浸入していくというケースがいろいろと考えられるんですが、昨年、これ数年来、新木野地区でこちらの送煙調査というものを実施しておりまして、まだまとめはないんですけども、実態としましては、前年度で申しますと、雨どいからは10件ほど、雨水のますですね、地面のますで5件ほどというのが確認されております。

今年度も12月に行いまして、結果は出ているんですが、こちらの地区ですと、同じ新木野地区なんですけど、雨どい及び雨ますの誤接続が一応2件、疑わしいというか、確認されたということでございます。

○委員（坂巻宗男君） 了解です。

そういったものが、例えば個人のお宅の雨樋などで、要は下水に合流してしまっているというのが明らかになった場合というのは、それを当然、お伝えをして切替えをしてもらうというふうなところまで進んでいると思ってよろしいですか。

○下水道課長補佐（菅井雅二君） 一応このような事態が判明してすぐに、調査業者も交えて該当するお宅様につきましては、一応周知及び注意喚起はさせていただいているところなんですけど、なかなか個人負担となる、改造工事となりますので、その改善に至るまではなかなか厳しい状況にあるんですけど、引き続き計画的に訴えかけていく所存でございます。

○委員（坂巻宗男君） ぜひ調査結果を生かしていただきたいというふうに。もちろん個人のお宅になってくるとなかなか難しいケースもあるのかもしれないんですけど。

これ2年前かな、大雨のときなどは、流域下水道が本来なら下水道で分流式ですから、雨とは関係ないはずの手賀沼流域の下水道がいっぱいになってしまった結果、若松地区などでトイレの排水が流れなくなって逆流して、お宅が浸水するというふうなケースなども生まれてきている案件でありますよね。ですから、こういったところでやはり地道に改修していかないと、大雨のときに、宅内で排水ができないというふうなところが出てきてしまうものですから、ぜひこの調査を生かしていただきたいというふうに思いますけれども、これは他市でも行われていると思ってよろしいんですか。この流域下水道という意味では。

○下水道課長（中野伴春君） 令和2年度スタート年度にいたしまして、手賀沼の流域関連公共下水道、つまり我孫子市以外の6市も含めて、一斉に一定程度の努力はしようよというところから始まったところなんです。

議員指摘のように、不明水が相当程度あるのが現状ですし、また大雨等が降るとスポットでその量も増えていくと。そうすると流域の下水道管にも相当程度の不明水が流入しますので、トラブルの原因になる。ですから、その不明水を抑制することによって、そういった2次的な災害も抑制す

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ることが期待できるということです。

ただ非常に気の長いといいますか、地道な作業になりますから、例えば我孫子市だけで努力してもどうにもなるものでもないし、その逆もまたしかりだと思います。ですから、令和2年度から始まってもう5年間を経過しようとしているところですから、ある一定時期には、流域の下水道管理者にこの5年間で取り組んだことの総括ということを求めて、やっぱり抑制効果というのを定量していかなきゃいけないだろうというふうに思います。

具体的に新木野で行っている不明水対策についても引き続き令和7年度で進めさせていただいて、新木野は新木野地区として一定程度の効果を定量している、流量調査等をかけて定量するというところを含めて、作業を予定したいと思っています。

○委員（坂巻宗男君） ぜひ、我孫子市として率先してやっていただくことで、他の自治体にも波及するというか、あるいはそれを主張したときの説得力が増すという形になると思うので、我孫子市のいい意味でのモデルケースをつくっていただきたいと思っています。

我孫子はやはり手賀沼流域下水道は下流部になるわけなので、上流部のほうで雨水が流れ込んだ結果、我孫子市であふれてしまう、我孫子市で被害が出るという形になるので、非常にそこは重要なポイントになるのでお願いしたいと思っています。

最後1点、関連してなんですけど、私これちょっと、この調査というのが、今回の例の八潮市の案件のような、どっちかという下水道が漏れていることを想定した調査なのかなと最初は思ったんですね。雨水が流れ込んでいるというよりも、下水道が流れていてしまっていて、陥没などがどっかで起きないかというふうな調査なのかと思ったんだけど、これはそうではなくて下水道管に雨水が流れ込むのを確認する調査になるわけですね。

今年度は、八潮市の事故を受けて緊急の調査を行ったわけなんですけど、来年度については、下水道の点検調査、いわゆる漏水のですね。こういった部分というのはどういうふうな考え方をしているのかというのを、最後お聞かせいただければと思うんですが。

○下水道課長（中野伴春君） 既設の管渠については、ストックマネジメント計画というもののなかで点検調査を進めていっているところです。例えば10年周期ですとか施設点検の頻度が決められておりますので、そこで調査を入れて、欠陥のあるものについては計画的に改築をしていくというふうなスキームになっております。

そういう既設管渠の維持・補修についてはそのような考えなんですけれども、やはり八潮市の事故を受けて、これから国交省のほうでも、もう少し具体的な調査や点検の在り方というのを見直す機会が今回できたんだろうと思いますので、そういうところのメニューも見ながら、私どもが進めるストックマネジメントとあわせて、より効果的な方法を見つけて進めていきたいというふうに思います。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○副委員長（豊島庸市君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（豊島庸市君） ないものと認めます。

議案第30号に対する質疑を打ち切ります。

議案第31号、令和7年度我孫子市水道事業会計予算について、当局の説明を求めます。

○経営課長補佐（洞毛秀男君） 議案第31号、令和7年度我孫子市水道事業会計予算について御説明いたします。

水道事業会計予算書の1ページをお開きください。

まず、第2条業務の予定量から御説明いたします。

（1）給水戸数は5万9,912戸と見込みました。

（2）年間総給水量は1,280万550立方メートルと見込みました。

これに伴い、（3）1日平均給水量は3万5,070立方メートルとなります。給水量につきましては、令和5年度、6年度に基本計画及び経営戦略の見直しを実施し、実績などを踏まえて水需要予測の見直しを行いました。平成30年度の計画策定当初で見込んでいた給水量よりも、若干ですが、増加を見込みました。なお、令和7年度予算編成に当たっては、見直した計画値に基づき増加としました。

続いて、（4）主要な建設改良工事は16億7,806万7,000円としました。主要な建設改良工事の内容につきましては後ほど御説明いたします。

続きまして、第3条収益的収入及び支出です。

収入、第1款水道事業収益は27億4,550万1,000円と見込みました。前年度当初予算に比べ3,706万4,000円の増としました。内訳は、営業収益21億8,785万5,000円、営業外収益5億5,764万5,000円などです。

次に、支出、第1款水道事業費用は26億9,588万円と見込みました。前年度当初予算に比べ2,452万2,000円の増としました。内訳は、水道水の供給に係る営業費用が26億3,058万6,000円、企業債の支払利息などの営業外費用が5,529万3,000円、予備費1,000万円などです。

続きまして、収益的収入と支出の主な項目内容を御説明させていただきます。

予算書32ページ、予算に関する説明資料をお開きください。

初めに、上段の表、項1営業収益です。

目1営業収益のうち一般用給水収益は、水道事業収益の根幹となる水道料金収入で21億7,256万4,000円と見込みました。

次に、中段の表、項2営業外収益です。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

目1給水申込納付金は、近年の新規給水契約数の実績を踏まえ1億3,200万円と見込みました。

このほか、目5長期前受金戻入益として2億9,850万8,000円と見込みました。これは、民間開発事業者からの譲受けによって取得した固定資産や補助金を財源として取得した固定資産などの減価償却費相当分を収益化するものであり、非現金収入となります。

続きまして、予算書34ページからの支出です。

初めに、上段の表、項1営業費用です。

目1原水及び浄水費の委託料では、我孫子市水道局浄水場設備運転及び維持管理業務委託等包括委託、36ページの目4業務費の委託料では、我孫子市水道局料金・給水・会計業務等包括委託、2件ともに令和7年度から新たな5か年の契約となります。

また、38ページ、目6減価償却費は、令和6年度に竣工する工事分を計上したことで前年度より増額となります。

続きまして、資本的収支について御説明いたします。

予算書1ページにお戻りください。

第4条、資本的収入及び支出の資本的収入について御説明します。

第1款資本的収入は8億3,164万2,000円と見込みました。内訳は企業債8億2,040万円、負担金1,124万円などです。

続きまして、支出です。

第1款資本的支出は18億2,741万7,000円と見込みました。内訳は、建設事業費1,311万6,000円、改良事業費17億9,529万7,000円、企業債元金を償還する企業債償還金1,900万4,000円です。

ここで令和7年度に実施予定の主な工事について御説明いたします。

46ページをお開きください。

中段の表、項2改良事業費では、経年管路及び基幹管路の布設替工事や浄水場の更新工事を予定しています。このうち経年管路及び基幹管路の布設替工事では、並木、つくし野、柴崎台、天王台、都部の各地区において耐震化工事を行います。これらにより工事延長の合計は、前年度の約3キロメートルから約5キロメートルに増やし、耐震化工事を進めます。

浄水場の更新工事では、令和6年度からの継続事業である圧力末端局更新工事のほか、令和7年度から令和8年度までの継続事業として、久寺家浄水場受変電設備更新工事と湖北台浄水場高度浄水処理設備コントロールセンター盤ほか更新工事、その他浄水場関連工事を進めます。

予算書1ページにお戻りください。

第4条資本的収入及び支出の予定額のうち、括弧書きのとおり、資本的収入額8億3,164万

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

2,000円が、資本的支出額18億2,741万7,000円に対して不足する額9億9,577万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億5,921万7,000円、過年度分損益勘定留保資金8億3,655万8,000円で補填します。

第4条、資本的収入及び支出に関する説明は以上です。

続きまして、2ページをお開きください。

第5条継続費です。

先ほども御説明しましたが、令和7年度から令和8年度にかけて久寺家浄水場受変電設備更新工事と湖北台浄水場高度浄水処理設備コントロールセンター盤ほか更新工事を行います。2つの工事ともに2か年に及ぶ工事となるため、久寺家浄水場受変電設備更新工事は、年割額として令和7年度に2億1,880万2,000円、令和8年度に3億2,820万2,000円、総額で5億4,700万4,000円となり、湖北台浄水場高度浄水処理設備コントロールセンター盤ほか更新工事は、年割額として令和7年度に1億9,360万円、令和8年度に2億9,040万円、総額で4億8,400万円の継続費を定めるものです。

続きまして、第6条企業債です。

令和7年度も企業債の借入れを行います。借入限度額は8億2,040万円として、改良事業費の財源として融資を受ける予定です。

続く第7条から第10条までは、予算書に記載しましたとおりですので、説明は省略いたします。

以上で水道事業会計予算の説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○副委員長（豊島庸市君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（坂巻宗男君） 22ページ、23ページにまたがっていますが、債務負担行為の関係で、これは令和6年度の6月補正で債務負担行為が設定されて、そのときも質疑を行った案件でありまして、いわゆる水道局の一括の委託、それから料金徴収等の委託をそれぞれ15億円、10億円という大きな債務負担額を設けて令和7年度から5年間行うというものであります。

そのときにも、前の5年度と比較してもかなり増額をしているというようなことも含めて、ぜひ入札方法などを検討して、複数の事業者が入る中で業者が決まるような形をお願いしたいということで、水道局としてもそうしたいというふうなことの意向が示されたわけなんですけど、公募型プロポーザルだったと思いますが、これ結果的にはこういった形で入札が行われたのかお聞かせください。

○工務課長（川村憲司君） 浄水場系の包括業務委託、料金給水系の包括業務委託、ともにプロポーザルにより業者のほうを選定しましたが、応札者ともに1者という結果となってしまいました。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（坂巻宗男君） これ6月補正のときにも確認をして、その前の前回は1者の応札だったんですよね。だから、いわゆる要件緩和などを工夫をしたいということではあったんですが、そういった今回、入札をするに当たってどういった工夫を行ったのか、結果、こういったことになってしまったのかというのは、いかがでしょうか。

○工務課長補佐（水谷克彦君） まず、浄水場の運転管理のほうなんですけれども、入札参加資格のほうで、前回は大分類と中分類という形で定めてあったんですけれども、中分類を定めることによって、近隣市のほうで運転管理をしている会社が入札登録がないことが分かりましたので、そちらが入札参加できるような形で中分類を削除いたしました。それに伴って、総括責任者とか副総括責任者の実務経験というのも定めてはいるんですけれども、副総括責任者のほうの実務経験を5年から3年に緩和をして入札をした次第であります。

○委員（坂巻宗男君） 工夫してもらった、一部行ったけれども、結果として1者しか来ていないというふうなことで、非常に15億円と10億円という入札で1者しか応札していないということに対しては、水道局としてはどういった評価をしているんですか。

○工務課長（川村憲司君） 参加資格を緩和をしても、まだ1者しか来ないというところですが、プロポーザルに臨むに当たっては、やっぱり業者さん側としては、人員を確保してプロポーザル臨むということになってくるかと思います。

そうしますと、例えばどこかで同じようにプロポーザルをやって、負けてしまって人が余っているとか、そういう状態であれば入ってこれるようなことにはなるかもしれないんですけれども、実際に人を確保してプロポーザルに臨んで取れなかったという、その業者側のリスクというのがやっぱり大きいというのが、水道局としてはそういうことで1者になってしまったんだろうというような評価をしております。

○委員（坂巻宗男君） これは例えば監査の意見書等々毎年度出てくるんですけど、そういったところも、2者でもやはりもっと多くの応札者が出るような指摘なども出ていることなんです。市全体として見たときに、そういう中で、やはり10億円、15億円の事業が1者のみであるというのは、もちろんいろんな事情があって、結果としてそうなったということであるし、後ほど聞きますけど、限度額をもちろん超えるような額での落札ではないと思いますから、不適切ということではないんですけれども、やはりより望ましい方向性として、入札というものがしっかり行われて、競争というものが行われた中で税金が執行されていく、最少の経費で最大の効果という財政原則が効果を発揮してくるということになると思うので、やはりこういった点に関しては、しっかり水道局としても、これでいいんだということではなくて、どうすればもう少し競争が図れるのかということ幅広く検証していただきたいと思いますが、水道局長いかがでしょうか。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○水道局長（古谷靖君） 水道局の発注の案件については、1者応札が多くていつも坂巻委員だとか飯塚議員に言われるんですけれども、本当に私もそう思います。

ただ、一応業者が変わってもいいように、要するに研修期間を設けて早く業者選定をやっているんですけれども、それでも来ないということで、どうしたらいいのかというあれなんですけれども、今実際に運転操作やっている職員の人も、結構もう60歳の定年過ぎた人が関わっている。人がいないというのがやはり大きな問題じゃないかと思うんですね。

こればかりは、先ほど課長のほうからもありましたけれども、仕事が取れたから募集するというやり方をされちゃうと、来なかったときに業務を遂行できないので、失格になっちゃうじゃないですか。そうしたらまたそこから始めるということではできないので。

私たちがほかのところに行って勉強はしているんですけれども、非常にこの案件については、水道局の職員も足りないぐらいですから、民間会社はもう非常に少ないので、仕事はあっても人が集まらないというこの現状から考えて、今後、どうしたらいいかというのは、ほかの水道事業体と、私も2年間日本水道協会の千葉県の理事をやらせてもらって、全国の理事が集まっている中で話したときに、どこもやはり人がなくて、やっていけない。給水人口が減ったり給水収益が減っちゃって、もう経営状況が皆さんどこも厳しい中でやりくりするというのは、やはり民間に委託するしかないという状況の中で、民間が受けてくれない。

我孫子市は受けてくれるところがあるからまだいいのかなって思っています。これがもし受けるところがなくなっちゃったら、今の19人の職員で運転操作もやんなくちゃいけないし、それから浄水場の維持管理もやんなくちゃいけない。到底無理な話になるので、ここは今、坂巻委員から言われて、もっと研究はしますけれども、現状では本当にもう今厳しいという状況です。

○委員（坂巻宗男君） 先ほどの市の中でも技術者が少ないとかいうことなどもあるわけなんですけれども、それは民間のほうの厳しさというものもあると思います。

とはいえ、やはり税金といいますか、水道料金というところでの事業ということになって、それこそこういったものが市民の皆さんの水道料金にはね返ってくるというふうなことになるから、そういったところをやはりシビアに見ていかななくちゃいけない。社会全般の状況はあるけれども、いろんな工夫はあってしかるべきだと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

これ具体的に15億円と10億円を少し超えるそれぞれ限度額が示されて、今契約をされているという状況だと思うんですが、実際この契約上は、幾らで5年間の業務を請け負うというふうな形になっているのでしょうか。

○工務課長（川村憲司君） あくまでプロポーザルのときの業者から提出された見積額としてお答えします。

5年間の総見積額としては13億7,500万円と浄水場設備のほうはなっておりますが、こち

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

らに関して、単年度契約で5年間やっていくというようなことになっていまして、毎年その内容については精査をしながら金額を決定していくことになるので、今、申し上げたのはあくまでも当初の見積額としての算出になります。

○給水課長（住安巖君） 料金給水系の包括のほうです。こちらもおくまでプロポーザルのときの提案をいただいた金額でして、8億7,846万円となっております。こちらも単年度契約でやっていきますので、今説明あったような形で金額のほう変わっていくと、あくまで当初のものということになります。

○委員（坂巻宗男君） 了解しました。限度額は、当たり前なんですけど越える額ではなく、その枠内で見積りが出されているということで、令和7年度から5年間これらの事業が行われるというふうな形になると思います。そういったところ、単年度契約でまたやっていくということですから、ぜひしっかりと精査をしていただいて、適切な料金、予算の中でしっかりとサービスが行われるようお願いをしたいと思います。

ちょっと同じ趣旨の質問続けちゃいますね。

継続費の案件ですね、2ページの資料で行っちゃいます。

何度か説明も出ていますが、今回、久寺家の浄水場と湖北台の浄水場でそれぞれ4億円、5億円の継続費の事業が出ています。これは、大きな事業が水道、このところ続けて継続費という形で行われているので、その都度指摘しているところですけども、これそれぞれ入札方式、スケジュールなどはどういうふうに考えているのか、お聞かせください。

○工務課長補佐（水谷克彦君） スケジュールのほうは、この予算が可決していただければ4月入札を予定しております。入札方法としては一般競争入札を予定しております。

○委員（坂巻宗男君） これはもう繰り返しになりますけれども、やはりこれについても、しっかりと競争が行われるように、ぜひ、水道局の中でできることとか限られている部分あるかもしれませんが、いろいろな形でチェックなどもしっかりしていただいて、この事業というものが適切な予算でしっかりと形で行われるようお願いをしたいと思います。最後に御答弁をお願いします。

○工務課長補佐（水谷克彦君） 浄水場にはいろいろな設備があって、一連の設備を間違いなく稼働させるというのが、今回更新する設備とあと既存の設備等の関係性が結構重要なところになってくると考えております。この関係性が入札に参加するに当たって、ちょっと参加しにくい状況とかというのものもあるかとも考えております。

そのため令和5年度からなんですけれども、今回、更新工事を受注する会社の責任範囲を入札当初に明確に明示することによって、令和4年度だと1者応札だったのが、令和5年度、6年度と複数者の応札がありました。そのためそういう実績があったので、今回も同じように更新工事を受注

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

した会社の責任範囲を明示して、入札当初に明示することによって、複数者の参加が見込めるような形を取りたいと思っております。

○副委員長（豊島庸市君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（豊島庸市君） ないものと認めます。

議案第31号に対する質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午後0時20分休憩

午後0時20分開議

○副委員長（豊島庸市君） 再開いたします。

議案に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（豊島庸市君） ないものと認めます。

これより議案を一括して採決いたします。

議案第12号、我孫子市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、我孫子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、我孫子市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、令和6年度我孫子市下水道事業会計補正予算（第4号）について、議案第30号、令和7年度我孫子市下水道事業会計予算について、議案第31号、令和7年度我孫子市水道事業会計予算について、以上議案6件について原案に賛成の委員は起立願います。

（ 賛 成 者 起 立 ）

○副委員長（豊島庸市君） 起立全員と認めます。

よって、各議案は可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後0時22分休憩

午後0時24分開議

○副委員長（豊島庸市君） 再開いたします。

これより所管事項に対する質問に入ります。

初めに、水道局に対する質問をお願いいたします。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（船橋優君） さきの本会議のときもちょっと話が水道局長から出てたと思うんですけど、漏水調査を例の衛星を使って今度やるということを知ったんですけど、その件で、実際いつやられるのか。これはまた外注でやるのか、自分のところの職員でやるのか、その辺のことをね。あと場所をどの辺からやるのかというのをちょっと聞きたいなと思います。

○工務課主幹（山下大吾君） 時期としましては、この予算が御可決されましたら、6月に入札を行うスケジュールで考えております。場所なんですけど、衛星画像を取得するので、市内全域の配水管540キロを対象に、もう全域で捉えようと考えております。

○委員（船橋優君） それでその結果というのは、どれくらいでまとまって皆さんに分かるようになるのでしょうか。

○工務課主幹（山下大吾君） 一応スケジュールとしましては、6月に入札をかけて2月末の工期で考えております。速報自体はその衛星のタイミングもあるんですけど、2月を工期でしていますので、3月中にまとめてホームページなどでPRしていきたいと考えております。また、その結果について、さらに次期更新計画については、要はやったらやりっ放しという計画ではなくて、それを次期の管路の更新工事、つまり古い管を新しく布設替える工事の基礎データとして活用していくことは考えております。

○委員（船橋優君） 分かりました。

続けてもう一ついいですか。

今、県水が値上げするというので、市民の方もいろいろと県水を使っている、使っていないとか、そういうのは分からないんで、もうやはり耳に入ると自分の水道も当然上がるんだというようなことを結構質問されたりしているんですけど、勉強会で我孫子のほうは令和7年度の値上がりはないですということを聞いています。けども、間違いなくじき上がりますということなんですけど、その辺の時期と、割合というのかな、何%ぐらい上がるのか、もし分かれば簡単にでもお願いします。

○経営課長（土屋弥世君） 時期につきましては、令和8年度を予定しております。

詳しい改定率などにつきましては、審議会で議論させていただいて、その都度、環境都市常任委員会の皆様に勉強会を行わせていただいて、内容等含めて御報告をさせていただいております。

せんだって2月に行った内容につきましては、議会閉会後の3月21日に皆様と勉強会をさせていただく予定でおりますので、そこで御報告をさせていただきます。

また来年度につきましても審議会を開催して、その内容につきましては、近い時期で勉強会を開催し、報告をさせていただく予定です。

○委員（船橋優君） ありがとうございます。

以上です。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○副委員長（豊島庸市君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（豊島庸市君） ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

午後 0 時 2 8 分休憩

午後 1 時 3 0 分開議

○副委員長（豊島庸市君） 再開いたします。

次に、建設部に対する質問を許します。

○委員（坂巻宗男君） 道路課で、毎回ここで質問している件でもあるんですが、手賀沼の公園坂通りの整備が進んで、今、ある意味では暫定整備が一段落しているという状況の中で、特に西側のほうの路側帯が拡幅をされて、かなり通行する、歩行する方も増えている状況になって、今までの公園坂通りと比べて随分景色が変わってきたという感があります。

その中で、西側の歩道を私なども歩いて、あるいは市民の方からも、やはり路側帯という形で線を引いている、色を変えているだけなので、どうしても車が1台だけのときはいいんですけども、交互で上からも下からも来るよというふうになったときに、どうしても路側帯側にくっと踏み込んできてしまう車がやっぱりあるんですね。

それへの対策として、一度ここでも指摘させていただいて、公園坂通りの中腹の辺りのカーブが一番きついところに、ポールを改めて立てていただいたところで、これはこれでかなり効果を発揮しているなというのは感じているんですけど。希望としては、もう少しあのポールを西側につけられるところがあるのであればつけられると、さらに西側の路側帯の安全性が増すんじゃないかなというふうに感じているんですが、その辺、現在道路課としてはどのように考えているのか、お聞かせください。

○道路課長補佐（杉本高史君） 以前、委員のほうからおっしゃられましたとおり、まず中腹部分の路側帯部分ですね。ちょうどその部分にはラバーポール3本立たせていただきまして、ただそのさらに下の、ちょうど西周、ウナギ屋さんのところ、あそこの部分にも一応ポストコーン、ラバーポールですね、設置する予定でしたんですけども、ちょっとお店のほうから、ちょっとその設置はやめてほしいという話を受けましたので、反射版を設置する方向で一応お店のほうと話をしまして了解を得ましたので、そちらのほうは設置する予定であります。

さらに上の部分に関しましても、一度現地のほうはもちろん確認をさせていただいて、私もあそこをちょっと通勤経路でよく通っているんですけども、確かに車がちょっと擦れ違うときに路側帯のほうに入ってくるのは、私も確認はしています。ですので、まずはその部分、ポストコーン

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

の設置も考えていきたいんですけども、ただ、御自宅の目の前にポストコーンとか立てると、どうしても協議というか、住民様とそこら辺の打合せ、協議も必要になってきますので、そちらのほうを進めまして一応等設置のほうも検討もしていきたいとは考えております。

○委員（坂巻宗男君） ぜひお願いしたいと思います。

当然駐車場の入り口であるとか、店舗の入り口であるとか、ラバーポールを立てるのが難しい場所ってというのは当然あるだろうと思うんですね。

ただ、一方では、ここなら大丈夫だろうなというような場所も当然あって、そこが有効かっていうのはもちろんあるかと思うんですけども、ぜひ、こちらの路側帯には乗り入れないんだよということを、やっぱり車を運転している方に、特に手賀沼公園側から駅へ向かって行く車の人たちには理解をしてもらわなくちゃいけないので、そういう意味では、やはりラバーポールというのはいさ少し必要なのかなというに思うので、ぜひ検討してください。

あちらの西周さんの前の辺りの反射版ですか。これはいつ頃設置の予定なんですか。

○道路課長補佐（杉本高史君） こちらの反射版なんですけれども、一応もう今月の3月中には取り付ける予定でおりますので、近々設置をいたします。

○委員（坂巻宗男君） お願いしたいと思います。

反射版ということだと、当然それは夜なども視認できるというふうなことでよろしいんですか。

○道路課長補佐（杉本高史君） 反射版になりますので、車のライトとかで反射して見えるようになります。

○委員（坂巻宗男君） ぜひ今月中に付けて、私もその状況を見させていただきたいと思っておりますし、その反射版が有効であるということならば、今度は上に上がっていくほうに対して、例えば市民の方の御自宅の前であるとか、あるいは駐車場の前であっても、反射版であればそれは何の支障もないということでしょうから、そういったものを増やしていくということもあると思うので、ぜひその3月、今月中に設置したものを踏まえて、さらなる安全対策を進めていただければと思います。答弁結構です。

○委員（茅野理君） 私は地域公共交通ですね。今、市のほうで新木ルートというんですかね、新木駅南口から布佐駅のバスを維持するために、市のほうで予算を出して運行を行うわけですけども、それと布佐ルートと今、行っているわけですが、私の地元の大和団地のバスが、いよいよこの3月14日金曜日をもって運行廃止という廃止路線になるんですね。その辺まず市のほうにどういう状況かというのは、当然、事業者からお話来ていると思うんですけど、市のほうはどのように把握しておりますでしょうか。

○交通政策課長（高倍宗一郎君） こちらの路線なんですけれども、阪東バスの正式名称がNEC川村線という路線になっておりまして、以前から阪東自動車のほうからは、乗客が少ないというお

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

話は受けておりました、廃止に至っては、令和7年、今年度の1月8日の交通会議のほうで、正式に阪東自動車のほうから発議案がありまして、その交通会議の場で皆さんの承認を得て、一応廃止という方向で決まりました。

○委員（茅野理君） 非常に本数も少なくなっていたので、利用者の減少というところで、企業としては撤退やむなしというところも理解もできるんですけども、やはりもともとあった路線ですから、この地元住民からも要望出ていますように、ぜひ何とか維持をしてほしいということはこの場でお伝えをしたいと思います。

ある程度、維持の検討する余地があるのかどうかですね。私としても市の財政状況を見ると、なかなか、じゃ同じように市の予算を使ってあびバス等で維持しろということも言えないんですけども、ただやはりもともとあった路線ですから、何らかのちょっと検討をすべきかなというふうに思っているんですけど、いかがでしょうか。

○交通政策課長（高倍宗一郎君） こちらの路線のバス停が2か所なくなるわけなんですけれども、地元のほうから、本来問合せとかあればどうしようかというのものもあるんですけど、それが今ちょっとない状況になっています。

市のほうでも、地域公共交通計画を策定しております、その中に大和団地の部分が恐らく交通不便地域に入ってくるということになるかと思われま。そのこともありますので、まずは、地元さんからの声というのはちょっと直接聞いておりませんので、まずは自治会のほうに入って、利用状況だとか、どういう方向に行かれるのかとか調査を行いまして、最終的にあびバス再編成のときにそこを取り込むような形を取るのか、もしくは西部福祉センターの送迎バスが今後4月以降も通るということを聞いておりますので、バスで代替となるのであればそのままという形になりますし、その辺は地元に入ってちょっとお話を聞いて、今後決めていきたいと思えます。

○委員（茅野理君） ありがとうございます。

ぜひ自治会、大和団地のみならず中峠一带の自治会等にアンケートを取るなり、その状況というのを、意向調査をぜひ早急にお願いしたいなというふうに思います。3月14日ですから、あさつてにはもう廃止になるので、早急にその辺はお願いしたいと思えます。

お話あったように、つつじ荘に行くバスが、何とかルートを検討してもらえればというのものもあるんですけども、今、実証運行している布佐ルートありますよね。あれを、例えば角川商店から入ってというのは、なかなかあそこの道って狭いので、市長、うんうんって言っていますけど、あそこをバス通すのはなかなか難しいなというふうには私も感じています。

そこではなく、大和団地入口のバス停もあったので、例えば湖北駅のほうを過ぎて356を通過して、中峠台のところから坂を下りてって、せめて大和団地入口の付近にバス停を設けて、かじ池亭とNECを抜けて天王台北口へ行くという、こういったルートも考えられるかなというふうに思っ

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ているんですけど、何かそういった手だてを考えて行ってほしいんですけど。今の私のこの案というのはどうなのでしょう。何か難しいところってありますか。

○交通政策課長（高倍宗一郎君） 今走っている布佐ルート実証運行バスなんですけれども、こちらは布佐駅からずっと356を通りまして、湖北台団地入口から右折して天王台駅に向かうというルートを取っております。

中峠台のところを右折して曲がってしまうと、356に面した都部と岡発戸地区、こちらがまたまた不便地域になってしまうということがありますので、その辺をちょっと踏まえてルートとか、どういったバスが通せるのか、あと地元からどういう要望があるのかとか、その辺ちょっと整理して検討を今後ちょっと進めさせていただければと思います。

○委員（茅野理君） 私も岡発戸の、あの辺の地域の人たちを無視して全部通せという話じゃなくて、何本かあるうちの朝とか夕方の何本かをそのルートで、せめて大和団地入口のところではかなという案なので、当然また知り合いも岡発戸等にいますしね、そこ無視してということではないので、その辺誤解ないようにしてもらいたいんですけど。

そこのルートであれば何とかできるかなという感じで、ぜひお願いをしたいと思います。その辺早急に検討してもらいたいんですけど、いかがでしょう。

○交通政策課長（高倍宗一郎君） 今月の15日で、もうあそこの路線をバスが通らなくなるという問題がありますので、なるべく早急に地元のほうにちょっと入っていきたいと思います。

○委員（茅野理君） ありがとうございます。

これちょっと所管またがるんですけど、道路課になるんですかね。廃止になるに当たって、やはり成田線利用者が増えるわけですよ。やはり大和団地から湖北駅に行くルートで、やっぱり暗い道がすごい多いんですね。稲荷神社の辺りとか。ぜひその辺、この路線を廃止するに当たってその影響、やはり利用者がそっちに流れることが多いので、やはりちょうど大和団地に下りてくる辺りで、最近では聞かなくなったんですけど、やっぱり痴漢が出たりとかということが昔よくあったので、あの辺の街路灯をいま一度ちょっと点検をしていただいて、暗いよという話はやっぱり出ていますので。特に女性からお話いただきましたので、その辺、道路課のほうですかね、チェックしていただいて、早急にそこも対応お願いしたいんですけど、いかがでしょう。

○道路課長補佐（中村貴政君） まず、御指摘のルート、少し暗いというようなお話ございましたので、まず点検を実施したいと思います。

新たな増設というところにつきましては、自治会のエリア内とかですと、これまで自治会さんのほうで整備を進めてきて、その後、市のほうに移管されたという経緯もございまして、増設できる場所に限りがあるというような状況もあります。それらを踏まえて、市として点検した結果を踏まえて、どういうことができるのかということについては検討してまいりたいと思います。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（茅野理君） 当然、自治会のほうに今管理が移ったというのも分かっているんですけども、こういう路線が廃止になることによって利用が増えるというところを鑑みて、その辺もちょっと早急に対応をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。答弁結構です。

○委員（船橋優君） 私のほうは、例の下水道の陥没事故の問題とあれなんですけれども、市内のマンホールをやはり点検されていると思うんですけども、マンホールでも大きいやつですね、タラップで降りていくようなマンホールもあると思うんですけど、そういうときに、ついせんだって秋田県のほうでも事故があって2人亡くなっているんですけど、そういう点検するときの手順書というのかな、硫化水素ガスの濃度を測るような手順書みたいなものは何かあるんでしょうか。

○下水道課長補佐（菅井雅二君） おっしゃられるような深めのマンホールにつきましては、確かに事故の可能性が非常に高いものでございます。下水道課といたしましては、業者様に委託する場合を想定しておりますので、業者さんのほうの作業の計画書におきまして、有資格者を保有していること及び会社内の体制で事故防止に向けた教育訓練がなされていること、この辺をうたわせていただいております。

市の職員については、最低限、酸欠、硫化水素対策の技能講習等は受講させていただいておりますが、詳細な手順書については今後詰めまして、あんまり職員が、深い8メートル、10メートルの深度のあるマンホールに降りていくというのは、なかなか想定しづらいものですから、今後、手順書を含めて内部で作成していくことを検討してまいりたいと思っております。

○委員（船橋優君） ありがとうございます。

なんか秋田県のほうも、やはり働き盛りの若い人、30代、40代の人亡くなっているんですけど、やはりこの硫化水素ガスというのは本当に怖くて、びっくりするような、例えば100ppmとか、そういうのが出ちゃうとやはりまずいで、やはりその辺、これからないように、起きてからじゃどうしようもないので、我孫子市でもこういうことのないように、ぜひ安全第一でやってもらいたいと思います。回答結構です。

○副委員長（豊島庸市君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（豊島庸市君） ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

午後1時49分休憩

午後1時52分開議

○副委員長（豊島庸市君） 再開いたします。

次に、都市部に対する質問を許します。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（茅野理君） ちょうど1年前ですかね、3月議会で取上げたんですけれども、泉の住宅街にワンルームマンションができたということで、いろいろ紛争ではないんですけれども、いろいろ地域住民と事業主ともめた例があったんですね。

このところ結構天王台とか青山台とか、いろいろ一戸建てだったところを2つに分けて売り出しているようなところもあるんですけれども、ある程度広いところを一戸建てをまたワンルーム集合住宅にしているようなところが結構出ていまして、ある程度駅近であれば、そういう理解のある住民の方々なんですけれども、少し駅から離れたところ、例えば泉とかでそういうのができると、やはりいろいろごみ出しの問題とか地域のコミュニティの不安というところでそういった紛争が起きているわけですけど。

その辺で、私もその後私もいろいろ調べましたら、当然都内なんかで豊島区なんかではそういうワンルームマンションに対する税金を少し高くかけるとかというので規制をしているわけですけど、その辺この我孫子市もいよいよ、駅前はある程度しようがないとしても、少し駅から離れて、徒歩15分とか20分とかのところで、いきなり戸建て、戸建、その間にワンルームマンションとかアパートができるというのは、少し規制をしていく必要があるのかなというふうに感じているんですけど。今、どうでしょう、その辺のこの地域住民からの声とか、市としての考え、どのように考えられているか、お示してください。

○都市計画課長（林宏規君） 1年前のこちらの委員会の御質問あった件だと思うんですけれども、まず泉の件で、当時お隣の方も含めて、地域の方からいろいろ紛争予防条例の運用の方法についてもいろいろ御指摘いただいて、その後我々のほうも改善すべき点は改善すべきだということで、今まで事業者からポスティングだけの説明で行われていた場合もあったんですけれども、その場合でも、そのポスティングの内容に、住民の要望により説明会の開催という方法もあるよという、こういった趣旨の文言ですとかパンフレットですとかを附属させることで、住民の方も必要に応じては住民の声として説明会が開催できるという認識をしていただくということを運用に決めました。

その後、そういった同じような、知らなかった、説明会等を求めたらできることすら知らなかったという声は聞いておりません。

やはり泉と同じ地域、クリーニング屋さんの跡地だと思うんですけれども、同じようにやはりワンルームマンションの計画が上がっていました。そこは、事業者さんのほうも前回のやつを踏まえたかはどうかちょっと分からないんですけれども、うまく近隣の方に説明いただいて、すんなりというか、もめごとがなく、そのまま計画が進んだと。ただ、想定よりもちょっと着工が遅れているということで、今、更地になっているということなんですけれども、その真偽は分からないんですけれども、そういうことで、紛争予防条例の観点についてはいろいろ改善すべき点は改善できたかなというふうに考えております。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

御質問にあった、都内の事例で言うワンルーム、いわゆる立地そのものを規制するという観点については、紛争予防条例とはまたちょっと違う趣旨ですので、ただ、こちらについては人口減少の社会情勢を踏まえて、これは例えば東京都であれば人口増加という、本市とは違う流れがある中で、そこを政策的にどう取り入れていくのかということが多分議論されていると思うんですけども、それは直接私たちのほうで取り入れられるかというのは、少しちょっと考えなきゃいけない分野かなというふうに思っております。

○委員（茅野理君） 細かくありがとうございます。

その辺でちょっとやっぱり住宅政策として、我孫子市のまちづくりの中で、ある程度のワンルームマンションというのは、もう規制してもいいのかなというふうに思うんですよ。

やはり定住化を目指している、ファミリー層をいかに入れるかというところだと思いますので。ただもちろん私、全部を規制するということではないんですけど、その場所によっては、通常通りそれは認めていいと思っているんですけども、ただやはり駅から離れた、しかも大学とかもないような、学生が住むようなところでない、駅からもう15分以上離れているようなところであれば、私はその住環境を守る意味においても、もともとあった戸建てを潰してワンルームマンションを建ててっていうのは、やはり周りの住民からすれば不安が上がるのは当然だと思いますので、その辺やっぱり我孫子市として、ちょっと規制を考えてもいいんじゃないかなというふうに思うんですよ。つくし野なんかは、そういう意味では昔から地区計画などもありますし、そういうところを少し我孫子市全体を見据えて考える時期じゃないかなというふうに思うんですね。

これは私の知り合いの不動産関係の人間に聞いたんですけども、やはり大手は少し、天王台とかあの辺は控えるようになったということなんですよ、ワンルームに関しては。やはり我孫子市の住環境を踏まえると、やっぱりファミリー向けがいいんじゃないかという話で、どうやら大手はそういうのが減ってきたらしいんですけども。ただやはり、少し投資物件などでやるような事業者ももちろんいますから、それはそれである程度の場所は認めていいと思うんですけど、先ほど言ったように駅から離れたところでそれをやるのは、市として規制していいんじゃないかなというふうに今考えているんですが、その辺いかがでしょうかね。なかなか担当課であれでしたら、市長なり、副市長なり、いかがでしょうか。部長でも構いませんけれども。少し地区で規制を行うという考え、いかがでしょうか。

○都市部長（中場聡君） ワンルームマンションというよりも集合住宅全般という形になるんですけど、これ自体は用途地域、一低専から高専を除いて全ての用途地域で立地することが可能となっています。

先ほどからワンルームの話と、以前、昭和の後半から平成十何年ぐらいまでにワンルームマンションがかなり問題となっていたのが、やはりごみ出しや騒音、生活環境におけるマナーの問題でか

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

なり問題になっていたと思います。

最近に関しては、事業者のほうも、ごみに関してもボックスを設置したりとか、周辺に影響のないような、ちゃんと住居する方たちがマナーを守れるような形の中での工夫はされていると思います。これは、普通のファミリータイプの集合住宅においても、以前はごみ置場なんかオープンのごみ置場だったものが、今は周りの方に影響しないような形でボックスタイプに入れるような形を取っている集合住宅が多いです。

確かにワンルームマンションというと、昔から周辺へ与える、若い世代でそこに集まってきて、騒音を立てたりとかいうことがかなり多かった事例でもあるんですけど、先ほども都市計画課長申したように、都内のほうというのは完全に規制するわけではなくて、建築がやりにくくなるような条例を設けています。

例えばワンルームだけではなくて、ファミリー層の部屋を設けなければいけないとか、管理人を常駐させるとか、そういった中で、あとは部屋の専有面積を広くすることによって、事業者がその賃貸マンションをうまく経営できないような仕組みを取るような条例の内容になっています。

これはさっきも言ったように若い世代が集まってくるもので、周辺にワンルームだけが過剰に増えてくるものを防ぐために設置されたようなことも背景にはあるんだと思うんですが、我孫子市において今そこまでワンルームマンションが多くなっているとはまだ思っていないんですが。

ただ、委員おっしゃっているように、通常の住宅街に、250平米ぐらいのところに集合住宅やワンルームマンションの計画が上がると、かなり周りの環境はあると思います。そのために我孫子市のほうでも、紛争予防条例にわざとワンルームは4戸以上から入れたりとか、建築の手引できっちりのごみ協議をさせるとか、そういったものを設けているんで、直ちに規制をかけるというわけではなく、千葉県内の千葉市、船橋市、松戸市なんかも、そういう要綱は持っているんですけど、規制をするのではなくて、我孫子市がやっているように説明義務を加えているというような状況になっていますので、この辺は少しずつ研究はさせていただきたいと思っております。

○委員（茅野理君） 部長からも御答弁ありがとうございます。ぜひその研究は進めていただきたいですね。

ちょっと認識が違うのが、大分今、天王台とか青山台、先ほどもお話ししましたけれども、もともと古い戸建てを潰して、そこに新たに戸建てが建つ場合もあるんですけども、そこをやはり投資物件として目を付けている事業主も結構いるんですよ。あちこち建って、もちろん泉もそうですし天王台と建っていますね、結構。その辺やっぱりぜひ認識していただきたいなと思います。

もちろん我孫子市が無秩序にそれを認めているとは言いません。結構厳しく皆さんがチェックしていただいて、周りの住民の紛争のないようにやっていただいているのは分かるんですけども、ただやっぱりコミュニティですね、隣に住んでいる人間とかは、やはりどんな人たちが入るのかと。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ただでさえ、新しい家でももちろん不安ありますけれども、それがやっぱりワンルーム集合住宅であると、本当にどうなっちゃうのかなというやっぱり不安って、これからもすごい出ると思うんですよ。その辺で私は早急に、さらに規制を厳しくしていただければなと思うんです。

先ほど来申し上げているように、都内と違って、都内の場合は駅前の開発でワンルームなんかを規制したりしていますけれども、我孫子市の場合は逆で、ある程度駅前であれば自由でいいのかなというのは仕方ない部分があると思うんですよ。ただ、駅から離れた閑静な住宅街にそういうものが、我孫子市にとって必要かどうかというと、必要ないと思うんですよね。それで、今までいた住民も不安にもなりますし。ですから、私は都内のそういう規制とはまた逆で、いろんな地区地区で規制をすべきかなという考えなんです。その辺、どうでしょう。

ぜひこれからも研究を進めていただきたいんですけど、我孫子市の住宅政策として、あんまり似つかわないワンルーム集合住宅の建築に関しては、ある程度の規制は必要かなというふうに思っているんですけど、いかがでしょう。

○都市部長（中場聡君） そういう意味で言いますと、今住んでいる住民の方たちの不安というのは、これからワンルームに限らず、通常ファミリータイプの集合住宅においても出てくるものだと思うっております。

先ほど来、東京都の事例とはまた別に住宅地の中にとすることで、規制というと先ほど委員おっしゃられたように、つくし野の地区計画、あとは集合住宅をちょっと規制かけているのは天王台の建築協定などで規制をかけています。そういった地区においては、ワンルームの問題とは別に、今度は土地利用がしにくいということも出てきて、今度は空き地、空き家の考え方も今、出てきていますので、戸建て住宅だけは既に入れ替わるようなということではなく、天王台、それから我孫子駅周辺なんかは、ちょっと広めの土地を先ほどおっしゃったように2分割して戸建住宅ができている、もしくは3分割までされている事例はあります。これはもう需要があるというような考え方と、ワンルームが先ほどおっしゃられたように投資目的ということもあると思うんですが、逆にそこにはまた入居が入ってくるということは、少しは需要があるということも頭の中には入っております。

都内から、なぜワンルームが、首都圏からここまで落ちてきているかということ、家賃の問題というのも大きくて、新しいところでの家賃というと、都内とだと多分2倍以上差は出てくるものもあると思うので、我孫子には大学というのは2つしかありませんが、ここに住んでいるのか通ってくるのかということ、通ってくるほうが多いと思うんで、ワンルームが学生ということは少し少なくなってきたのかなとは思っているんですけど、就職した若い世代とか、そういったものも少しづつ呼び込まなきゃいけない。駅前というのも確かにあるかもしれません。

ただ、全てをワンルームだからということで規制をかけるというのは難しいことでもあるんで、

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

研究を重ねながら、住民の意見、不安というのも考慮しながら少し進めていきたいと思っております。

○委員（茅野理君） 要望がちょっと繰り返になってしまうんですけど、市長いかがでしょうかね。我孫子市のまちづくりとして、もちろん単身者を入れることも大事ですけども、やはり税金収入とかを考えると、やっぱりファミリー層を入れることがまず大事だと思いますし、もともと住んでいる方々の不安がないように、そういった住環境を進めることが大事だと思うんですけど。

1年前にもちょっと提案をさせていただきましたけど、今回ちょっともう少し踏み込んで、ある程度駅から離れたような地区においては、地区計画なりで規制をしていくことが大事なと思うんですけど、市長いかがでしょうかね。

○市長（星野順一郎君） 茅野委員のおっしゃりたいことは十分分かるつもりです。

今御指摘のようにちょうどワンルームで賃貸でいた場合に、長く我孫子に住み続けるかという問題と、それと昔よくあった保育園、学童のときにだけ我孫子にいて、子どもさんが中学生以上になると出ていってしまうというような状況は、我孫子としては避けていきたいなというふうに思っていますので、やはり子どものときから我孫子に住んでいてもらって、その子どもたちが我孫子が地元だと言ってもらって、我孫子に愛着を持ってもらえるような形を優先していきたいというふうに思っています。

その中では、茅野委員が今御心配になったような閑静な住宅地の中でそういうような開発がどんどんされるようだと、その周辺の住民のコミュニティだとか、いろんな不安は出てくるというのは、確かにそのとおりだろうというふうに思っています。かといって、人種差別的な意味合いを持った規制というのは、それは避けなければいけないと思いますし、とは言っても、一戸建てを年を取られて一軒処分をしたいという、そのそれぞれの方の自分の財産の処分の仕方というのも大切にする必要がありますから、そこを踏まえて、どういう手法がいいのかなというのは、やっぱり考える必要はあるのかなというふうに思います。

今、委員御指摘のように、駅周辺はある程度仕方がないんでしょうけれども、住宅地区、一種低層だとか、そういうエリアにおける規制とまで言っていないかどうか分かりませんが、コミュニティを維持するための方策として、少し検討する必要はあるかなというふうな認識をしました。

○副委員長（豊島庸市君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（豊島庸市君） ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 1 2 分休憩

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

午後 2 時 1 5 分開議

○副委員長（豊島庸市君） 再開いたします。

最後に、環境経済部に対する質問をお願いいたします。

○委員（海津いな君） 以前に、農業拠点施設の周辺環境変化に関する調査業務の報告書というものを頂きました。それから、併せて我孫子市消費動向、商業実態に関する調査業務の中間報告書というのを頂きました。こうした調査というのから、コロナを挟んで大分周辺の環境も変化してきたのではないかなと思います。

それで、この農業の拠点施設に関しては、農業者の調査なども行われておりました。そのときに、やはり高齢化する農業者の方たちの状態というのが読み取ることができたんですけど、今現状として、やっぱりそれを振り返ってみることも大事かなと思いますので、最近の状況としてどんな変化があったか、女性の農業者さんも実は増えているんじゃないかなと思うんですが、そのあたり対応のようになっているかというのをお示しいただければと思います。

○農政課長補佐（斎藤寿義君） 委員も御存じだと思んですけども、農業従事者というのは非常に減少傾向にあるところなんですけれども、農業拠点施設の生産者のほうは横ばいになって、生産者は100名ぐらいおまして、そのうち随時出荷されている方が50名程度になりまして、その中で、女性農業者の搬入というのが非常に多くなってまして、旦那様は畑のほうで荷造りをさしてもらって、奥様が搬入して値段を決めて出荷するというような状況です。その中で、奥様たちがそこで交流をすることによって、栽培方法の情報交換を行ったり、または農業改良普及員で農政課のほうで県のOBの人を雇っておまして、その方に技術の講習を受けたりしておまして、我孫子の農業拠点施設のほうは、非常に農家さんからありがたく喜ばれているところがございます。

○副委員長（豊島庸市君） 暫時休憩いたします。

午後 2 時 1 8 分休憩

午後 2 時 1 9 分開議

○副委員長（豊島庸市君） 再開いたします。

○委員（海津いな君） 想像するところ農業は、農業委員でもほとんどというか100%に近い形で男性ですから、農業者も男性が多いのかなというふうになんかちょっと思い込んでいたところがあるので、その変化というのが既に前の調査の時点でも出ていたと思います。

これから新規に入ってくる人たちも多くはないですけど、そういう方も出てきているかなと思いますので、そうしたことの兆候というのは何か感じられているでしょうか。

○農政課長補佐（斎藤寿義君） 我孫子市のほうは新規就農者、全国的にも新規就農者を増やすように国も力を入れているところなんですけれども、市のほうは毎年就農ガイダンスという広報やホ

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ホームページを出しまして、他市も含めて新規就農者になる人を受入れているところなんですけれども、そのほかに他市からの御相談とか、例えば他市ではちょっとうまく就農できなかったのが我孫子でやらせてくださいよみたいな就農相談も結構多くなっておりまして。ただ、就農するにはやはりしっかりした計画がないと、ただ単に農業をやりたいからやってということで、耕作放棄地にしてしまう方がやっぱり全国的に多くて、そういうのもあるのできちり就農計画を出していただいて、新規就農者になっていただくんですけれども。ただ、やはりなかなかハードルもそれなりにありますので、年によって違うんですけれども、大体1人から2人ぐらいが毎年新規就農者になっておりまして、当然市の独自の補助を出ささせていただいてしっかりサポートをさせていただいて、新規就農者を含め農業者の方が増えていくような施策をやっているところです。

○委員（海津にいな君） ありがとうございます。

新規就農したいという意欲というのは、これから米価が上がっていることもありますし、野菜の価格が上がっているということもあるので、かなり農業に対して新しい視線を注いでいるという兆候も感じられますので、ぜひとも農政課、あびこん含め市一体となってやっているというところをよくよく我孫子としてアピールして、また伝えていっていただきたいと思いますが、それに関してどのような情報を発信しているのでしょうか。

我孫子のまちに転入してくださいという市民を勧誘するのはありますけど、そういう形で新しい農業ができるということに対する何かPRというの、これからはできる時期じゃないかと思いますが、そのあたりの新しい取組というのはお考えになっているのでしょうか。

○農政課長補佐（斎藤寿義君） 当然市の中の農業者は限られておりまして、やはり他市から農業をしていただく方っていうのが非常に大事だと思っております。

そういう意味で、市の中だけでホームページとかチラシなどでPRしているのには限りがありまして、そういうこともありますので県の農業事務所というところがありまして、農業の専門の分野なんですけれども、そういうところに相談来た方にも我孫子市を紹介していただくとか、県の本庁のほうに相談があったときに市のほうを紹介していただくとか、農業に関して積極的な受入れをするような施策を取っております。最近では先ほどちょっとお話しし忘れてしまったんですけど、女性の新規就農者の方も増えておりまして、そこはしっかり経営ができなければ農業は続かないというのは、もう皆さんも御存じだと思うんですけど、経営が継続してできるように、市はしっかりサポートして、当然、重要な産業ですので、これからもあびこんを含めしっかり農業者を支援していきたいと思っております。

○委員（海津にいな君） ありがとうございます。

若い女性が増えると観光が盛り上がってくるところもありますし、新しい農ガールという形で取り組んでいるまちであるかなという、そこにまた男性の就農しようという方も増えると思います。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ぜひうまく我孫子の農業に対するアピールを新規にまた頑張っていたいただきたいと思います。

○農政課長補佐（斎藤寿義君） いつも委員には、農業に対して御理解、御協力を承りまして本当にありがとうございます。

ちょっと長くなって恐縮なんですけど、やはり農業というのは、もちろん生産するほうも大事なんですけども、やはり購入するほうの方たちの協力というのが非常に大きいと思います。それは買い支えになると思います。ですので、こういう委員会を見られている皆様も含めて、ぜひあびこのほうに来ていただいて、買い支えというのが非常に農業にとって大事だと思います。買う人がいなければ、当然作る人もモチベーションが上がっていかないというのは当然だと思います。

さらに我孫子の農業が発展できるように、もちろん農政課がしっかり営業してリードしてかなきゃいけないのは重々承知です。その中で皆様をお願いするのは大変恐縮なんですけれども、ぜひこの場を借りて申し訳ございません、今まで以上に応援していただければ、春はタケノコも出てまいりますので、ぜひ、よろしく願います。失礼しました。

○委員（高木宏樹君） 農政課なんですけど、さっき農業には経営をちゃんと成り立たせないという話に続くんですけど、今、米の値段が物すごい高くなっていて、一部投機的な取引をされているような話も聞くので、実態というか、その適正な価格がどうなのかというのはさておいて、このくらいの値段で米が売られるのであれば、子どもにもやらせてもいいかなという声があるのもまた事実の中で、米の価値を下げるものにカメムシいますね。今カメムシはどのようになっていますか、カメムシの状況。

○農政課長補佐（斎藤寿義君） 当然カメムシなんですけど、毎年温暖化で冬が寒くなくなるというのもありまして、カメムシのほうの生存率も高くなってしまっていて、夏場に増えているというのが、全国的にも増えているところなんですけれども、そういう中、農業者さんのほうでスマート農業も含めて、ドローンや無人ヘリコプターを使いまして集中的な散布というんですかね、民家とかに影響がないように、低いレベルで必要なポイントだけでかけるようなのを市のほうも補助させていただきまして、必要なカメムシの対策をしております、農協さんのほうに出荷される1等米、2等米も確認すると、非常にそういう防除ができておりまして、しっかりしたお米が農協さんのほうに運ばれているというのは聞いておりますので、それは引き続きカメムシの対策はしっかりしていきたいと思っております。

○委員（高木宏樹君） まさに農薬散布が必要なんじゃないかなと思って、以前は選別機がエラーになるぐらい米が食われちゃっているのがあって、等級が下がって困っている農家さんがいて、ドローンの農薬の補助なんかもやってもらうようになりましたけれども、この我孫子市を取り巻く、柏市、印西市、川を挟んで取手市、その他市町の農薬散布ってどういうふうにやっていますか。

○農政課長補佐（斎藤寿義君） 今、委員がおっしゃられた地区では全面散布をされておりまして、

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

当然全面散布されているんですけども、農薬はかけたくないという方のところだけは外して散布をしているような状況なんですけれども、ただやはり全面散布したほうが効果があるというのは業者のほうからも聞いておりまして、ただ我孫子市の場合は環境保全型農業を推進しておりまして、当然環境に優しいカーボンゼロシティを目指している市でもありますので、しっかり必要なところに散布して、あとは農業者さんのほうが自分で管理をしているような状況になります。

○委員（高木宏樹君） 次の質問につながるような答えまで今おっしゃっていただいてあれなんですけど、全面的に散布されていますよね。そういったことを言ってもらいたくて、さっきの質問したんですけども。今、斎藤補佐おっしゃったのは、他市は全面でやっているけれども、我孫子市は環境型農業をということで全面散布ではないわけなんですけど、他方、我孫子市の農家さんで、全面散布を望む声って1軒や2軒じゃないんですけれども、そこら辺の状況ってどういうふうに把握されていますか。

○農政課長補佐（斎藤寿義君） 委員がおっしゃるように、そういう声も聞かれているのは確かなんですけれども、そういう市のほうが補助しまして、そういうドローンを使ったり、スマート農業をうまく利用すれば、全面散布しなくても効果が出ているのは確認できておりまして、当然個人でまかれる方、自分で粒剤ですね、あとはタブレットみたいなのを自分でまいて自分で防除する方もいます。

ですので、そこまで農政課としては、環境保全型農業も非常に大事だと思っております、今は全面散布まではしなくても何とかいけるんじゃないかと思っております。ただ今後、環境も変わっていくと思いますので、そういうのも他市の状況も含めまして研究はしていかなきゃいけないかなというふうに思っているところです。

○委員（高木宏樹君） 環境も大事だと思いますよ。でも、経営が成り立たないってさっきおっしゃったじゃないですか。やっぱり全面散布やってくださいというのは、今日さっき農業委員会事務局には質問がありませんよって僕言いましたけれども、やっぱり農業委員会の関係の人なんかもぜひ検討してもらいたいなんて言っていて、環境第一というのはこれ農家さんからの声なんですか、それとも農政課、我孫子市役所としての声なんですか。もしあれだったら、農家さんの声をもうちょっと聞いてもらえればなと思うんですけど。

○農政課長補佐（斎藤寿義君） すみません、言葉がちょっと足りなくて恐縮です。国のほうがみどり戦略ということで、環境保全型農業を進めているというのがありまして、当然市に責務もありまして、そのように環境保全を進めていかなきゃならない責務がございます。

その中で、先ほど委員のほうで経営が成り立たなければ、当然、農業が衰退してしまうというお言葉があったんですけども、市のほうは独自で有機栽培補助ということで、当然収量が落ちてしまうわけですね。その方に、ちばエコという千葉県で慣行栽培という基準の農薬より半分以下にし

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

たものに対して、1アール500円の補助をさせてもらいまして、環境に優しい農業をしてくれた方には、当然収量が先ほど言うように減る分を市として補助させていただいて、なるべく経営がうまくいくような形で、環境と経営を両方がうまく両輪が行くような形で、独自施策でやらせていただいているところなんですけれども。

○委員（高木宏樹君） 分かりました。

じゃ、これで最後にします。ただ、そういう全面散布を望む声が一定数需要がこれありますので、ここはやっぱり、もうかる農業というのをつくる機会としては最大の機会じゃないかなと私は思いますので、ぜひ全面散布というものを御検討していただければと思います。要望です。

○委員（茅野理君） 手賀沼課にお伺いします。

手賀沼水環境保全協議会で行っている小中学生に向けた手賀沼ポスターコンクールですね。この参加者が非常に少ないというふうに感じていて、ぜひその辺、やはりこれは手賀沼の環境学習、水環境保全の啓発事業として、やはり小中学生にこういったものを広めていくっていうのは大事だと思うんですよ。その辺の参加者が少ない理由、どのように捉えているのか。まず、そこをお願いします。

○手賀沼課長（嶋田繁君） 御指摘を受けて、改めて手賀沼の絵画コンクールというのが参加者少なくなっているということについて、明確な理由という分析まではしていないんですが、やはりかつてよりもちょっとPR不足があるのかなと。

参加に向けてもう少し、以前というか、今もそうなんですけれども、県から学校に向けてそういう周知はしているんですけども、市としてもそういう呼びかけをあまり強くしてこなかったのかなというところの反省はございますので、ちょっとそこは少し要望が、こういうコンクールがあって、どういう趣旨でやられていて、もっと手賀沼に目を向けていただきたいということをアピールする必要があったんだろうと思いますし、それを改めて御指摘を受けまして、それに取り組んでいきたいと思います。

○委員（茅野理君） これ本当残念ですね。手水協がやっていて、千葉県も入っていて、流域7市の子どもたちに呼びかけているにもかかわらず、我孫子市なんかは小中学生合わせて令和6年は、たった128人、令和5年173人、令和4年271人ですね。ある程度この身近な手賀沼で、しかも我孫子市のシンボルである手賀沼の環境保全に関するコンクールであるにもかかわらず、児童・生徒これしか参加していないんですよ。

この辺は、手水協でやっているからとかじゃなくて、我孫子市がしっかり教育委員会ですよ、学校にも呼びかけて、これ9月の提出ですから、夏休みの宿題になることが多いんですけども、やはりこの辺しっかり教育委員会とも連携した中で、今の子どもたちに進めていただきたいなと思います。もちろん絵を描くのが得意な子、不得意な子いますけれども、やはりこのシンボルである

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

手賀沼に関して、意識啓発ですよ、持たせるためのすごい事業だと思うんですよ。いろんな環境学習やっていますけれども、船上で親子で乗ってというようなこともすごいんですけれども、やはり一つこのポスターコンクールというのを昔からやっていて、参加者が少ないということは猛省していただいて、これから子どもたちの啓発の事業として広めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○手賀沼課長（嶋田繁君） ちょっと取組が足りなかった点については、大変申し訳ございませんでした。

改めて今お話の中に出ていた環境学習という面では、今、手賀沼課も、これまで従前のやり方を繰り返すのではなくて、一旦ちょっと白紙に戻って、どういう環境学習が、特に手賀沼浄化に関して、確かに今手賀沼が見た目上、美しく戻ってきている。ただ、昔のようになったわけではないということの中で、もう一步踏み込んだ環境学習の在り方を考えるときが来ているんだということで、今、どのように変えていくかというのを課内でも真剣に議論しているところでございます。

今おっしゃっていただいた特に今やっている環境学習、特に子どもさんが参加するような場所、船上学習会でありますとか、あるいは夏休みにいろんな機会がございますので、そういうときを使って、ほかの事業とリンクしながら、手賀沼絵画コンクールへの出展を呼びかけるということも一つの方策としてやっていきたいと思いますので、ぜひそういう単体ではなくて、ほかの事業と絡めながらいろんな機会でも周知をしていきたいと考えております。

○委員（茅野理君） ぜひ今の御答弁を学校現場に持って行って、先生方に話していただきたいなと思います。やはり学校の協力ないと、なかなかこういったことの参加者は多くなれないと思うので、学校の先生方に今の答弁聞かせて、しっかり取り組ませるようにしていただければなと思います。お願いします。

○手賀沼課長（嶋田繁君） 改めて、おっしゃっていただいたことを実現するように、教育委員会とも調整をさせていただきます。

○委員（海津にいな君） 今、手賀沼の美しい景観であったり環境であったりということを私たちは求めていくんですけど、水質のほかに、県と協力して、今、外来生物を駆除するということが相当に取り組んでいて、それが県の助成もあったことによって、かなり効果を上げているということをお聞きしております。

でもいろんな種類が入ってきていますので、ナガエツルノゲイトウに関しては相当に効果があったというような報告ではありましたが、オオバナミズキンバイのほうも合わせて取れているので、そちらも相当効果が出てきているということで、そういうふうには理解してよろしいのでしょうか。

○手賀沼課長（嶋田繁君） 沼の中の特定外来生物、水生植物で言えばオオバナミズキンバイと、それからナガエツルノゲイトウが主でございますけれども、この2種類を中心として令和2年から

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

千葉県の事業として、刈取船や人手も使いながらやっている事業がございます。

今まで大橋から、上流側が主立ったんですけれども、令和6年度には、かなり大規模に下手賀川から手賀川、それから大橋より下流域の手賀沼に関しても、広範囲に作業をされました。

もちろんこれは1回で全て除去できるものではなくて、見た目上、今、取れたところというのは、大きくそれらの植物がなくなっているように見えますけど、これからまた暖かくなりまして、取り切れなかったところから増えていく、あるいは別のものが漂着するという形で増えていくということも十分考えられますので、そこは、我々も県任せではなくて、こういうところに今、再繁茂している情報があるとかということを積極的に出しながら、県としても今後も再繁茂したところを取っていくということでは、作業するというふうには聞いておりますので、その辺をやっていきたい。

また、我々の直接できることとしては、市民団体の皆様と一緒にになって、これは回数は限られませんが、あと人力ですので場所もできる場所できないところがございますが、そういった取組をしまして、手賀沼公園内などはかなりその効果が現れているというふうに考えていますので、そういったものも引き続き、市として、我々職員も市民の皆さんと一緒に沼に入りながら作業していますので、そういったことも含めてやっていきたいと思っています。

○委員（海津にいな君） こうした外来生物というのは、一つじゃなくてこれからもいろいろに増えてくると思いますので、一つ取り切れたというところにも、行っていないところにまた新たなものが入ってくるという可能性のほうが大ですので、ぜひこれが水田のほうにも幾らか広がっているんじゃないかという実態もあるようですので、その辺、今現在、かなりこの駆除するのは進捗したということですけど、今後とも手賀沼流域、農地をお持ちの方たちにもいろいろ地域の情報として、公園だけではなくて、そういうところにも目端を利かせながら、これ以上範囲が広がらないようにぜひともお願いしたいと思います。

外来生物のことでもう一件聞きたいんですけど。

○副委員長（豊島庸市君） 続けてどうぞ。

○委員（海津にいな君） 新聞に載っていましたが、また特定外来生物なんですけど、クビアカツヤカミキリというものが、柏市で県下初で発見されたということなんですけど、そうした情報は市内だけではなく、柏市なんか近いところですので、情報共有などはされて、もう既に警戒体制とか、そういったような情報共有というのはされているんでしょうか。

○手賀沼課長（嶋田繁君） 特に柏市で出たということで、何かその行政間で情報共有というのはされておりません。特定外来生物の情報に関しては、環境省から発表されますし、また千葉県からも注意喚起という形で情報来るんですけども、今のところ特別その種に対して何か特段の対応をしているということではないです。

○委員（海津にいな君） 手賀沼の周りはやっぱ自然環境が豊かだということがありますので、

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

いろいろな種類のもものが迫ってくるって、ほかがすみにくいのでこの辺りということを狙われてくるのかもしれませんが、ぜひ、このクビアカツヤカミキリというのは、柏市の桜の木に発見されたというので、我孫子もかなりもう市長が力を入れて桜の木を植樹してきたところがありますので、ぜひ樹木の内部にこの外来生物が入り込むということがあるようですので、その辺の情報もうまくキャッチしながら防除をしていっていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○手賀沼課長（嶋田繁君） 改めて、今のカミキリムシについての情報を集めたいと思います。

○委員（船橋優君） 私のほうからはちょっと一つだけ要望なんですけど、環境のほうで、本会議でもちょっと話しましたが、建物のアスベストに関して、我孫子は市民の方が危険性というのは非常にまだ薄いんですね。だから、これ、ぜひ環境月間か何かに合わせてぜひ広報に掲載をお願いしたいと思っております。要望です。

○委員（海津にいな君） 環境のことも考えていかなきゃならないですし、観光のことも考えていかなきゃならないと。また、食のことも考えていかなければならないということで、さっき農政課のほうに一つ要望は出ていましたけれど、今、米価が非常に上がっているところがあります。それで、国が対策するのにもとても追いつかない状況でありますので、やっぱり市民の方たちはどういうふうにこの食を守るかということを考えるようになってきているようです。

それで学校給食、これにもお米はかなり入っておりますので、うまくいっているところは、オーガニックのお米を学校給食に出すということで、市全体が新しい環境への視点を持っているまちだということで、結構このことがうまくPRがされていて、オーガニックの給食を使うということで、新しい転入者も増えているということがありますので、農家さんたちの御苦勞もありますけれど、生産性を上げるとともに、どのように農業の運営をしていくかという、収益を上げるという点でも、有機ですとか、それからオーガニックの取組というのは、これからの我孫子の農業の未来を築いていく部分もあると思いますので、さっきそういったことにもかなり注視していくというみどりの政策、農政ということを中心に心がけていくということでしたので、農家さんの労働力というのを考える一方で、やっぱりどうい食を我孫子市は推進していくかということに対しても指針が重要だと思いますので、そのあたりのお考えというの、もう一回確認させてください。オーガニックの取組についてのお考えをお教えください。

○農政課長補佐（斎藤寿義君） 委員がおっしゃるように、有機米とかオーガニック、とても理想なものだとは思いますが。その中で先ほど委員もおっしゃっていたんですけども、当然コストがかかったり収量が減ってしまったりとかいう農業者の経営にも直接絡んでくることです。

先日、品川区のほうで、学校給食を全部有機農業にするというような情報がありまして、その中で保護者様のほうの意見もやっぱりインターネットでも出ておりまして、有機はもちろん大事なんだけど、それよりも給食のほうの内容を濃くしてほしいというような意見もあるのが事実でござ

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ございます。

それと同時に農水省のほうからも出ているんですけれども、有機農産物というのが安全で健康を増進するというエビデンスはないという、農水省のほうをはっきりそこはお答えされないんですね。有機だから体にいいというのはエビデンスがないですと。ただ環境に優しい、CO₂を出さないという点では非常に効果があることですので、国は農業基本法でみどり戦略ということで環境に優しい農業をやっていこうということをやっております。

そういう中で、我孫子市のほうとしましても、当然学校給食のほうは教育委員会のほうの管轄にはなるんですけれども、当然まず一番大事なのは地産地消の供給を増やすというのが、農政課としては一番大切だと思っております。その中で、農家さんの負担が著しくないような有機栽培に取り組んでもらう、要は特別栽培に取り組んでいただいて、できる限り農薬を減らしたものを数多く供給できるように、農家さん等に支援をして学校給食の地産地消を増やして行って、我孫子の農業を元気にできればなというふうに考えているところでございます。

○委員（海津にいな君） ありがとうございます。

おっしゃったように、やっぱり農政課で指針を出していることに対して、当初はあそこにあびこんを開いたときにちばエコですとか、我孫子の検査シールを貼ってあるところがあまり見られなかったもので、貼るのが手間だったのかなと思いましたが、最近はそのがかなりシールを貼られた野菜がかなり出てきて、結果的にそれで買われることが、効果があるんだなというのを農家さんたちが実感しているんじゃないのかなと思いますので、あびこんをつくったことによって、買いに来る方もですけど、農家さんに対しても相当にあびこんの方針というのが伝わってきたんじゃないかなと思いますので、今後ともぜひ研さんしながら進めていってほしいと思います。要望です。

○副委員長（豊島庸市君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（豊島庸市君） ないようですので、所管事項に対する質問を打ち切ります。

暫時休憩します。

午後 2 時 5 3 分休憩

午後 2 時 5 5 分開議

○副委員長（豊島庸市君） 再開いたします。

お諮りいたします。閉会中の継続調査事項については、環境都市行政について行政視察を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（豊島庸市君） 御異議ないものと認めます。よってそのように決定されました。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

なお、視察先等につきましては、委員長、副委員長に一任願います。

以上で本委員会を散会いたします。

午後 2 時 5 5 分散会